

第 3 次生駒市環境基本計画

2019年3月

生 駒 市

はじめに



生駒市は、緑豊かな生駒山をはじめ、里山や農地、市内に源流をもつ竜田川や富雄川の水辺など、豊かな自然に恵まれた居住環境を持つ住宅都市として発展してまいりました。このような恵まれた環境を未来につなぐため、私たちはこれまで、2009年に策定した第2次生駒市環境基本計画のもと、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、豊かな自然と人が共生するまちづくりを進めてきました。

しかし、一方では、近年、地球温暖化に起因すると思われる様々な環境問題が顕著となり、大雨や台風が多発するなど、私たちの生活にも影響が及んでいます。

また、私たちが享受している快適で便利な生活は、資源の大量消費・廃棄、温室効果ガスの排出など、大きな問題も生み出しています。

このように、環境のあり方は、経済・社会のあり方とも密接に関係していることから、第3次生駒市環境基本計画は、環境・経済・社会を統合的に捉え、本市の最大の強みである、豊かな自然と市民力を活かして持続可能なまちづくりを多様な主体と共に進めていくため、策定いたしました。

本計画の策定にあたり、慎重なご審議を経て計画案をとりまとめていただきました環境審議会委員のみなさま、熱心なご検討をいただきましたワークショップ参加者のみなさま、ヒアリング・アンケート等に貴重なご意見・ご提案を賜りましたみなさまに心よりお礼を申し上げます。

本計画を新たな出発点に、人と自然のつながりを強め、自然資源を活かした経済発展を促しながら、住宅都市としての魅力を高め、多くの人がいつまでも住み続けたいと思うまちとなることで、環境モデル都市にふさわしい持続可能な未来を築いてまいりますので、今後もみなさまのご協力・ご支援をよろしくお願い申し上げます。

生駒市長 小紫 雅史

< 目 次 >

第1章 計画策定の考え方	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の基本的事項	6
第2章 本市の環境の現状と課題	9
1 統計から見る現状・課題	11
2 市民アンケートから見る現状・課題	19
3 ワークショップ・ヒアリングから見る現状・課題	22
4 第2次生駒市環境基本計画の総括	24
第3章 望ましい環境の創造に向けて	37
1 本市が目指す環境の将来像	39
2 望ましい環境像を達成するための4つの目標	40
3 代表指標と目標値	42
第4章 具体的な施策	45
1 施策体系	47
2 具体的な取組	48
目標1 自然環境	48
目標2 生活環境	51
目標3 地球環境	54
目標4 コミュニティ	58
第5章 リーディングプロジェクト	61
1 リーディングプロジェクトの考え方	63
2 リーディングプロジェクト	64
第6章 計画の推進	73
1 計画の推進体制	75
2 計画の進行管理	76
資料編	77

第 1 章 計画策定の考え方

本章では、計画の位置付けや基本的な考え方などの事項を示します。

1 計画策定の趣旨

生駒市では、平成 11（1999）年3月に制定した「生駒市環境基本条例」に基づき「生駒市環境基本計画」を策定しました。その後、平成 21（2009）年には、「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」をビジョンとして、市民・事業者が参加しやすい具体的行動（プロジェクト）を中心とした第2次生駒市環境基本計画を策定しました。この計画は、一般公募した委員を中心とした体制により策定し、市民・事業者・行政のパートナーシップで実行することを目指しました。その後、平成 26（2014）年に、計画の一部を見直しています。

第2次生駒市環境基本計画は、市民・事業者・行政の協働組織である「生駒市環境基本計画推進会議（通称：ECO-net生駒）」が中心となって推進してきました。自然環境、せいかつ環境、まち・みち環境、エネルギー環境の4つの分野ごとにビジョンを設定し、各ビジョンで策定したプロジェクト目標の達成に向け、様々な取組を進め、大きな成果をあげてきました。

この間、本市は平成 26（2014）年3月に、低炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの大幅削減への取組にチャレンジする都市として、国の「環境モデル都市」に大都市近郊型の住宅都市として初めて選定されました。現在は、環境モデル都市アクションプランに基づき、低炭素型のまちづくりと、市民の利便性の向上、産業活性化、防災力の強化などの取組を進めているところです。

第3次生駒市環境基本計画は、第2次生駒市環境基本計画の成果と課題を踏まえた上で、近年の大きな課題となっている脱炭素社会への移行や、循環型社会の形成、自然共生社会の構築などの社会的な要請に対応することを目指して策定するものです。また、同時に、国の第五次環境基本計画にも示されている「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化」する取組を地域で推進し、本市における環境・経済・社会のそれぞれの課題に統合的に対応することを目指して、策定しました。

2 計画策定の背景

① 本格的な人口減少社会の到来

- 国内の人口は、平成 20（2008）年にピークを迎え、その後は減少が続いています。総務省の国勢調査によると、平成 27（2015）年の総人口は1億 2,709 万人ですが、今後、人口減少が加速し、2050 年頃には1億人を下回ると見込まれています。
- 生駒市は高度成長期から 90 年代前半まで急速な人口増加を続けてきました。しかし、その後は人口増加が鈍化し、平成 25（2013）年をピークに人口減少の時代を迎えています（P.11 参照）。

② 国の第五次環境基本計画の策定と、SDGs 等の国際的な動向

- 平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において目標として掲げられたものが「持続可能な開発目標（SDGs）」です。SDGs は、先進国を含め全ての国が、経済・社会・環境の課題に、政府・市民社会・民間セクター等の様々な主体と連携して取り組むことで、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目指すものです。SDGs には、17 の大きな目標と、それらの達成のための具体的な 169 のターゲットが設定されています。
- 日本政府は平成 28（2016）年5月にSDGsの推進本部を立ち上げました。同年 12 月には、17 の目標から、特に日本が優先して達成を目指す8つの分野等を定めたSDGs実施指針を策定し、その実現に取り組んでいます。
- また、平成 30（2018）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとした上で、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向うためには、「SDGs の考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境分野の大きな原則として、SDGs の考え方が組み込まれています。

③ 地球温暖化の顕在化とその対応

- 平成 27（2015）年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、平成 28（2016）年に発効しました。
- パリ協定では、「今世紀末の平均気温上昇を 2℃未満に抑える」、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの実質排出ゼロ」といった目標が盛り込まれています。アメリカの脱退等の不規則的な動向は見られますが、世界が本格的な脱炭素社会に向けた取組を加速していくことは確実と考えられます。
- 日本政府も、パリ協定で新たな温室効果ガス削減目標が採択されたこと等を受けて、平成 28（2016）年に新たな「地球温暖化対策計画」を策定しました。同計画では、パリ協定を受けて日本政府が発表した「2030 年度に 2013 年度比で 26%削減する」といった中期目標を掲げています。

- 一方、気候変動の影響は、今すぐ対策を取ったとしても、今後数世紀は続くと言われてい
ことを受け、政府は平成 27（2015）年に「気候変動の影響への適応計画」を策定し、平成
30（2018）年には、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を法的に位置づ
ける「気候変動適応法」が制定されました。

コ ラ ム

～ SDGsとは ～

- 平成 27 年（2015 年）年9月に、持続可能な社会の実現に向け、人権、平等、貧困、健康、
教育、気候変動や環境保全など、地球規模の様々な課題に対する国際的な取組を進めるため
にニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、採択されたのが「持
続可能な開発のための 2030 アジェンダ」です。
- このアジェンダに記載されたのが、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開
発目標（SDGs）」です。SDGsは、社会・経済・環境のさまざまな課題等に総合的に
取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現
を目指しています。
- このSDGsの考え方は、行政の計画だけでなく、民間事業者の行動指針等としても広く採
用されつつあります。生駒市では、市の最上位計画である「生駒市総合計画」や「生駒市環
境モデル都市アクションプラン」などもSDGsの考え方を活用した内容となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



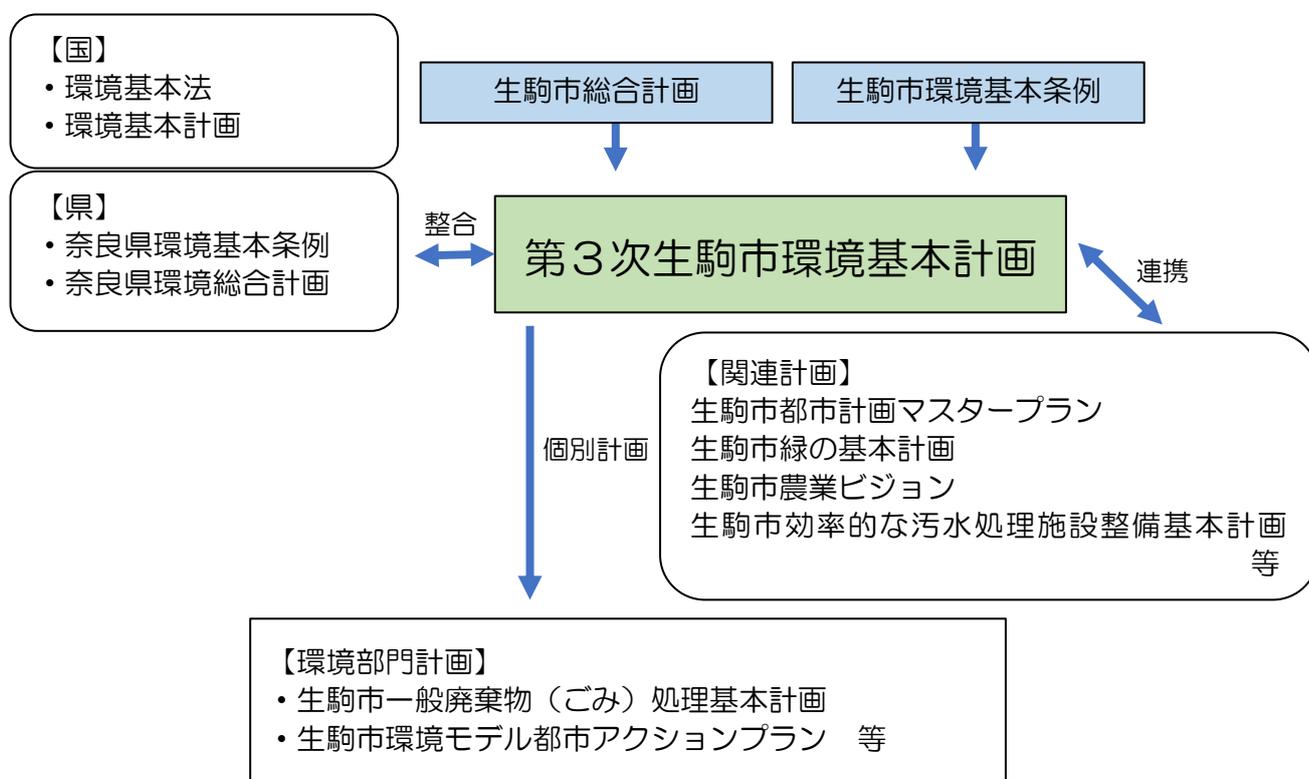
3 計画の基本的事項

① 計画の位置付け

本計画は、生駒市環境基本条例第8条の規定に基づき、策定されるものです。また、生駒市における最上位計画である「生駒市総合計画」の理念や目標を環境面から実現するための計画です。

なお、本計画は国や県の計画等とも整合を図るとともに、本市の各種関連計画等とも連携の上、総合的に環境の保全・創造を推進するものです。

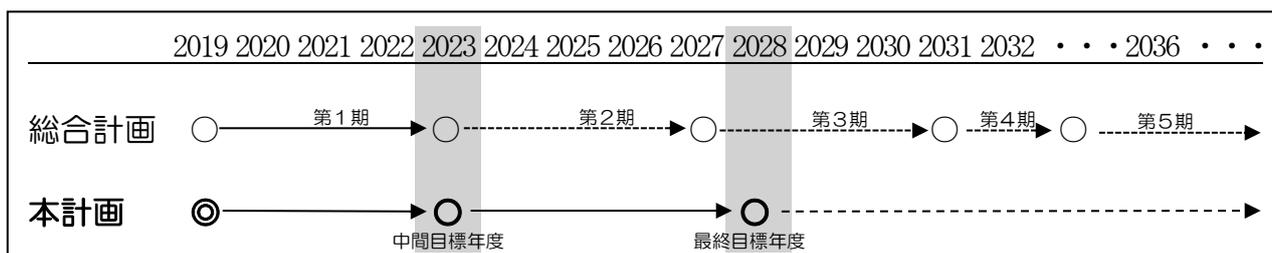
第3次生駒市環境基本計画の位置付け



②計画の期間

第3次生駒市環境基本計画は、平成31（2019）年度を初年度とし、10年後の2028年度を最終目標年度とします。ただし、環境面においては、社会的な動きも速いことから、概ね計画策定後5年を目処として、社会情勢の変化に応じて計画を見直し、更新します。

なお、本計画の達成状況を把握するための代表指標と目標値については、同時期に策定される第6次生駒市総合計画とも整合を図り、総合計画の第1期計画期間である2023年度を中間目標年度とし、5年後の計画見直しに併せて再考します。



③計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」の3つとします。

○計画の対象となる環境の範囲

<対象となる環境>

自然環境：里山、農地、緑地、景観、動植物、生態系 など

生活環境：大気、水質、騒音・振動、水辺、資源・廃棄物 など

地球環境：再生可能エネルギー、省エネルギー、地球温暖化緩和策・適応策 など

第2章 本市の環境の現状と課題

本章では、生駒市の特性を踏まえ、現状と課題を整理します。

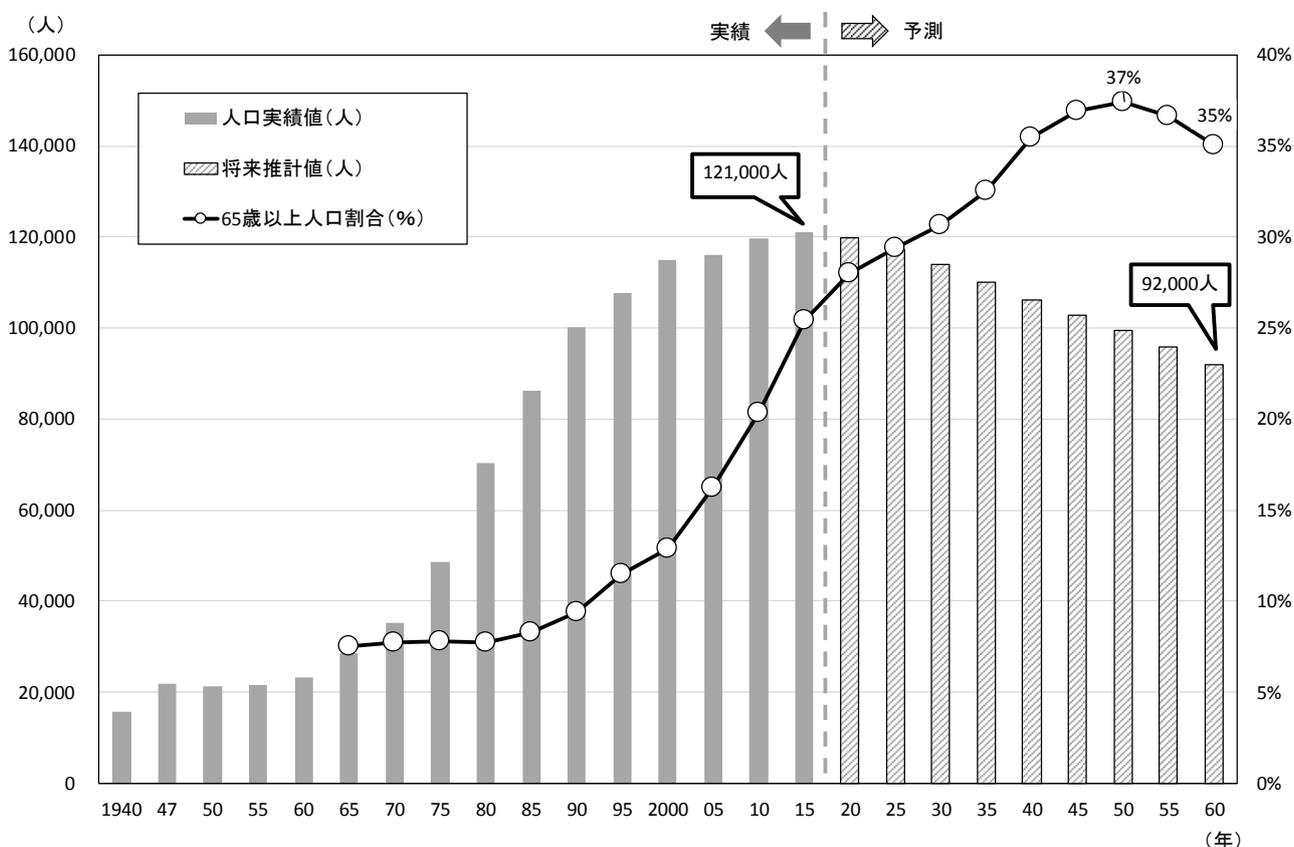
1 統計から見る現状・課題

①人口

本市の平成 30（2018）年の人口は約 12 万人で、世帯数は約 5 万世帯、65 歳以上人口割合（高齢化率）は 27%です。本市の人口は高度成長期から 90 年代にかけて急速に増加しましたが、21 世紀に入ってからは微増にとどまり、平成 25（2013）年を境に減少傾向となっています。その一方、65 歳以上人口割合は 21 世紀に入ってからも急速に増加しています。

市の推計では、今後人口は減少を続け、2060 年には約 9 万 2 千人に減少すると見込まれています。一方、65 歳以上人口割合は今後もしばらく増加を続け、2050 年頃に約 37%でピークを迎える見込まれています。

図 生駒市の人口の推移と将来人口（予測）



※1945年は国勢調査が実施されていないため、1947年の臨時国勢調査の結果を記載している。

出典：人口は、1970年までは国勢調査、1971年から2019年までは住民基本台帳から作成。

65歳以上人口割合は、1995年までは国勢調査から、2000年以降は住民基本台帳から作成。

2019年以降の人口及び65歳以上人口割合は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(2018推計)」をもとに、市独自推計により作成。

【今後の課題】

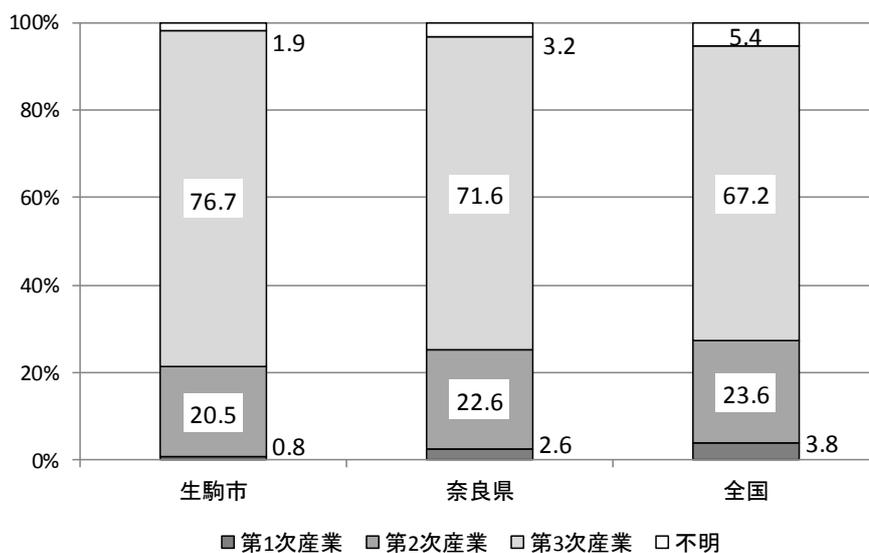
- 急速に人口増加が進んだことにより、高齢化も一時期に集中して進むことが見込まれるため、その対応が必要です。

②産 業

市内の事業所数と従業者数は、近年増加傾向にあり、特に医療・福祉分野で増加しています。第1次産業、第2次産業、第3次産業の比率を奈良県及び全国と比較すると、1次産業の割合がやや低く、3次産業の割合がやや高くなっています。

また、人口1人あたりの事業所数、従業者数を奈良県、全国と比較すると、生駒市は奈良県、全国よりも小さくなっています。

図 第1次産業、第2次産業、第3次産業の比率



出典：平成27年国勢調査就業状態等基本集計(総務省)を元に作成

表 人口1人あたりの事業所数及び従業者数(県、全国比較)

地域	人口 (人)	事業所数	従業者数 (人)	人口一人あたり	
				事業所数	従業者数(人)
生駒市	121,057	2,983	29,612	0.025	0.245
奈良県	1,396,879	49,823	486,777	0.036	0.348
全国	127,083,000	5,689,366	61,788,853	0.045	0.486

出典：「人口」住民基本台帳(生駒市、奈良県はH26.10.10時点。全国は同日の全人口)
「事業所数」平成26年度経済センサス基礎調査(総務省)

【今後の課題】

- ・住宅都市として発展してきたため、市外で働く人が多い。市域外への消費の流出が懸念され、今後は市内における産業の活性化が望まれています。

③自然環境

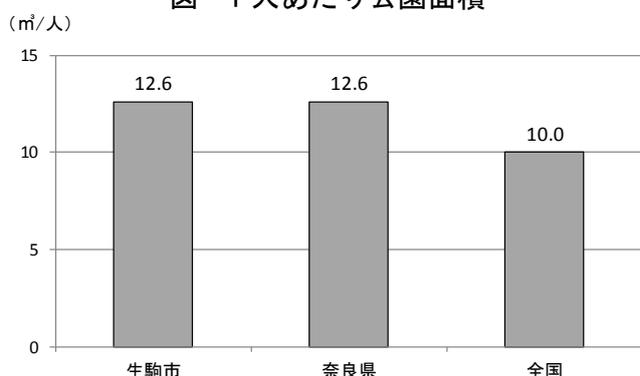
本市の市街化区域は市域の約4割を占めるが、市街化調整区域には豊かな里山の自然が残っています。

特に、市北部の高山地区は、市街地近郊の丘陵地に、二次林や農耕地、多数の小規模なため池など、多様な生物の生息環境が維持されていることから、環境省の「重要里地里山」に選定されています。

市内の都市公園等は156haです。1人あたりの公園面積は12.6㎡であり、全国平均に比べて大きく、身近に緑を楽しむことができる環境が整備されています。

一方、都市公園等の身近な緑を楽しむことができる環境は整備されていますが、住宅地開発等により、市街化区域内の緑は減少しつつあります。

図 1人あたり公園面積



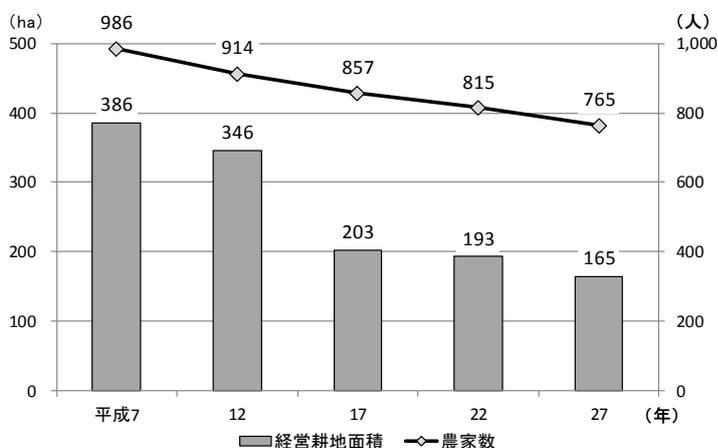
出典:「生駒市」「奈良県」平成27年度環境白書(奈良県)、「全国」環境統計集(環境省)

【今後の課題】

- ・ 今後は、市街化区域内の緑地の保全を含め、緑豊かな自然環境と調和する景観の保全、都市の防火、生物の生息の場、レクリエーションの場など緑の持つ様々な役割(緑の質)を高めることが大切です。

農家数及び経営耕地面積は、減少傾向にあり、高齢化等による耕作放棄等により遊休農地の割合も高く、今後も経営耕地面積の減少が続くことが見込まれます。

図 農家数と経営耕地面積の推移



※平成17年以降の経営耕地面積は、販売農家のみを集計である。

出典:平成29年度版生駒市統計書

【今後の課題】

- ・ 農家のみでなく、多様な主体が協力して農地を保全・活用することが必要です。

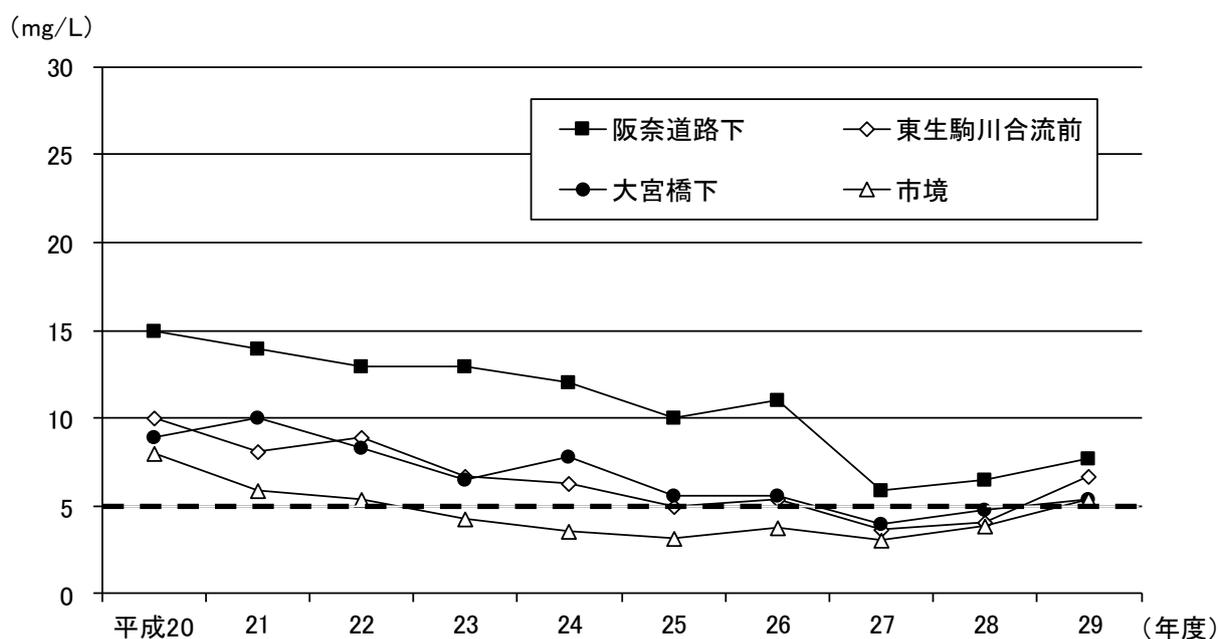
④生活環境

ア 大気や水質等

本市の大気環境は良好で、市民アンケート結果（P.19,20 参照）からも、きれいな空気は市民に高く評価されています。

一方、河川の水質は公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及が進みましたが、目標値（5 mg/L 以下）未達の箇所が存在する状態です。

図 竜田川のBODの推移（年間平均値）



※グラフは縦軸(mg/L)の数値が小さくなるほど水質がきれいであることを示しています。

出典：平成30年度版生駒市の環境

【今後の課題】

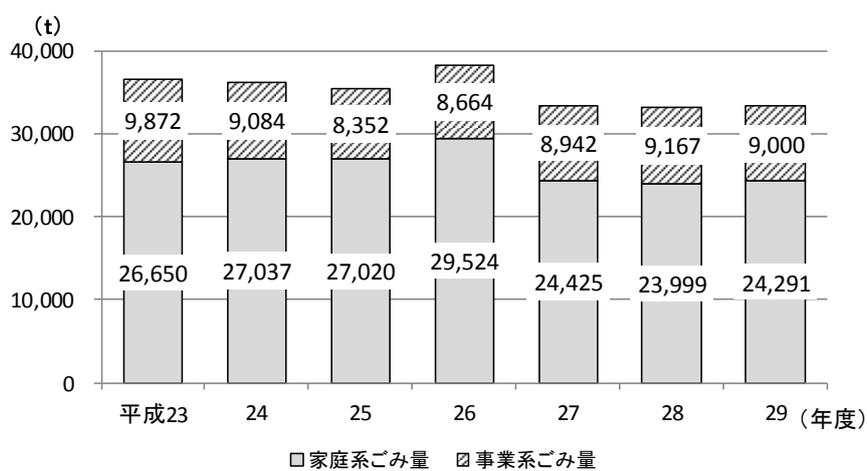
- ・河川水質については、引き続き、監視・測定を継続するほか、水質の向上に向けた取組が必要です。

イ ごみの減量及び資源化

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量、資源化の取組を進めています。

家庭系ごみは有料化開始直前の平成 26（2014）年度を除いて減少傾向でしたが、平成 29（2017）年度はわずかに増加しています。事業系ごみは平成 26（2014）年度以降、大型店舗など事業所数が増えたことにより、増加傾向でしたが、平成 29（2017）年度はやや減少しています。

図 家庭系ごみと事業系ごみの排出量



出典：平成30年度版生駒市の環境

平成 29(2017)年度の再資源化率は 23.0%であり、ごみの分別による資源回収が進み、平成 23（2011）年度に比べ 5.0 ポイント増加しています。

表 再資源化率の推移

	平成 23	24	25	26	27	28	29
ごみ発生量 (t)	39,875	39,481	38,762	41,067	37,257	37,024	36,957
資源化量 (t)	7,179	7,726	7,726	7,721	8,727	8,691	8,490
再資源化率 (%)	18.0	19.6	19.9	18.8	23.4	23.5	23.0

出典：平成30年度版生駒市の環境

再資源化の対象品目：ビン、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、ミックスペーパー等

【今後の課題】

- ごみの排出量は緩やかに減少傾向にありますが、今後も市民・事業者・行政が連携して積極的にごみの減量やリサイクルを推進する仕組みを維持し、継続的にごみの減量や資源化を進める必要があります。

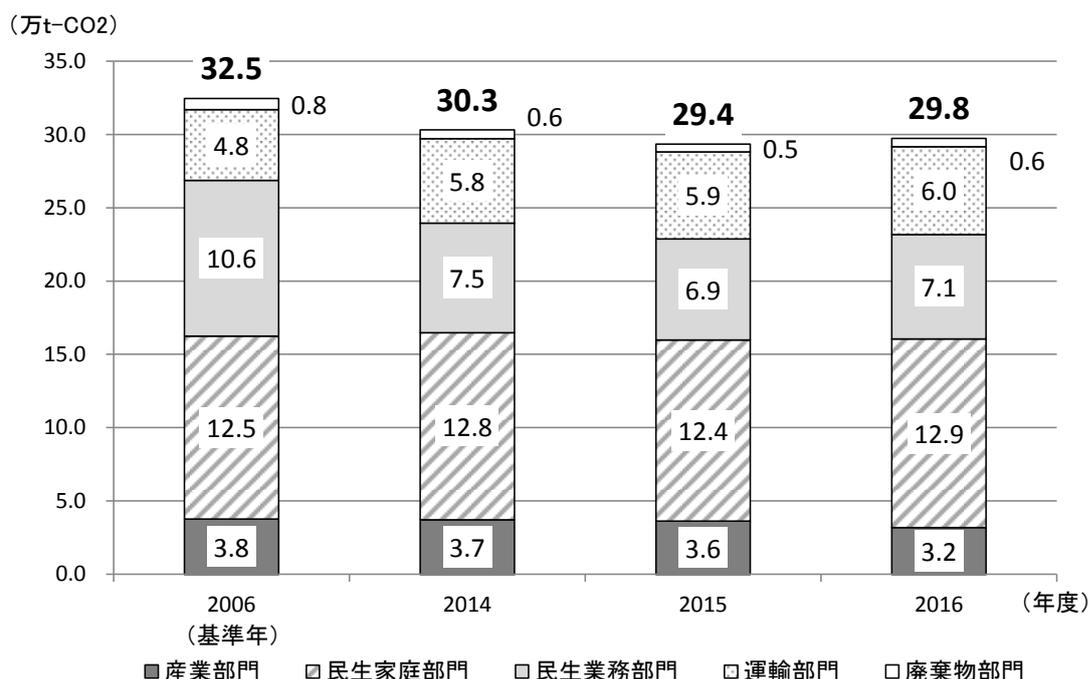
⑤地球環境

ア 温室効果ガス排出量

平成 28（2016）年度に市域全体から排出された温室効果ガス排出量は約 30 万トンでした。基準年度（2006 年度）に比べ、約 10%減少しています。

最も排出量の多いのが民生家庭部門で、次いで、民生業務部門、運輸部門の順です。民生家庭部門の排出割合が高いことが、住宅都市である生駒市の特徴となっています。

図 部門別温室効果ガス排出量の推移



※上記グラフは、2010年度の排出係数を、他の年度にも用いて算出した結果です。

出典：生駒市の平成28年度温室効果ガス排出量等報告書

【今後の課題】

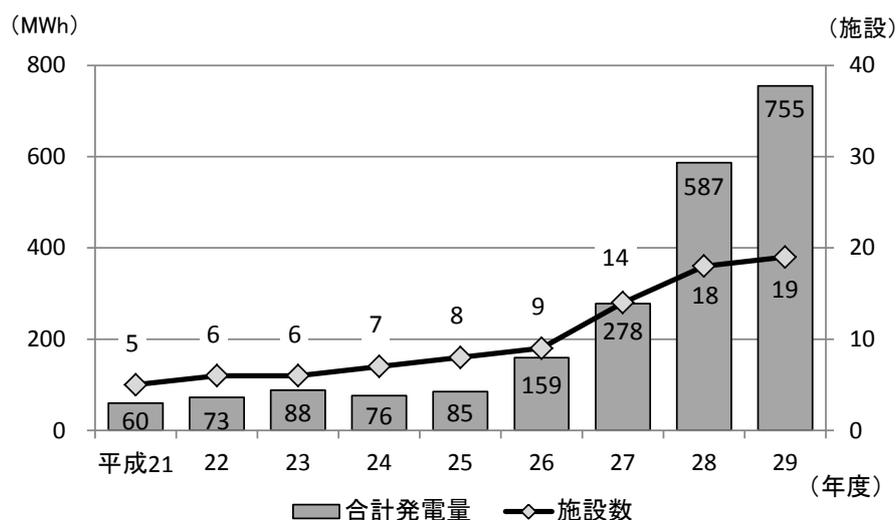
- 環境モデル都市アクションプランでは、「基準年度（2006 年度）比で 2030 年度までに 35%削減」という目標を掲げています。その達成に向け、さらに取組を推進していく必要があります。

イ 再生可能エネルギーの導入

生駒市は市内公共施設への太陽光発電や小水力などの再生可能エネルギーの導入を進めています。公共施設に設置された太陽光発電は、平成 21（2009）年度の5施設、発電量 60MWh から、平成 29（2017）年度は 19 施設、755MWh と大きく増加しています。

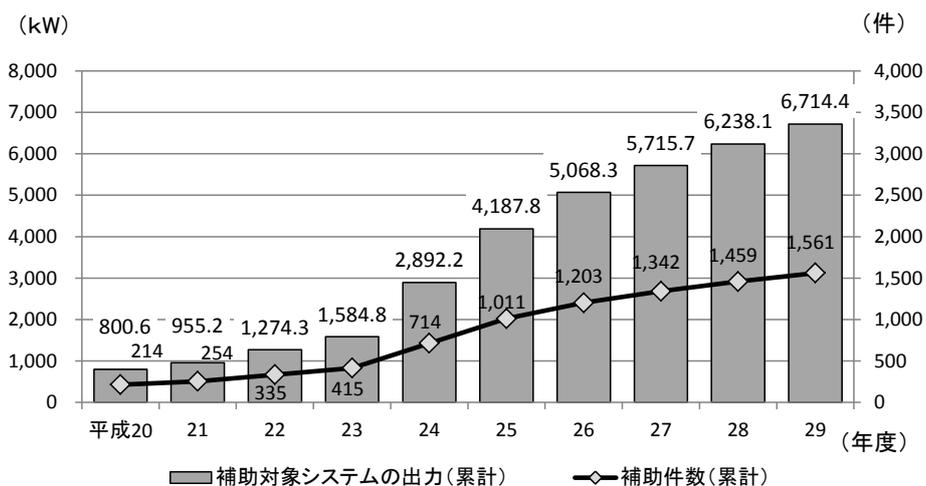
また、太陽光発電システムの設置補助事業の件数は累計で 1,500 件以上にのぼり、家庭等への太陽光発電システムの設置も着実に拡大しています。

図 太陽光発電システム設置施設数と発電量



出典：平成30年度版生駒市の環境

図 太陽光発電システムの設置補助件数と出力数



出典：平成30年度版生駒市の環境

【今後の課題】

- 再生可能エネルギーの普及促進をさらに推進していく必要があります。

ウ 公共交通の活用

市内の公共交通の利用者数は、鉄道、路線バスとも概ね横ばいです。

市内の公共交通機関の空白地域の解消や、中心市街地へのアクセス改善のため、コミュニティバス「たけまる号」を運行しています。現在は市内5路線6系統に拡大されています。

表 市内の公共交通の利用者数の推移 (千人)

	平成 24	25	26	27	28	29
鉄道利用者数	18,548	18,880	19,013	18,893	18,826	18,949
路線バス利用者数	5,172	5,178	5,161	5,201	5,141	5,172

※資料:近畿日本鉄道(株)および奈良交通(株)

※路線バス利用者については、生駒駅・東生駒駅発着路線のみを対象としている。

出典:平成30年度版生駒市の環境

表 コミュニティバスの利用者数の推移 (人)

路 線	平成 23	24	25	26	27	28	29
光陽台線	47,124	41,771	43,898	41,480	42,013	43,771	44,013
門前線	10,162	29,366	33,920	34,793	36,090	35,274	36,870
西畑線・有里線	2,153	5,248	7,209	7,475	7,370	7,175	7,488
北新町線	—	—	—	2,653	6,930	7,098	8,451
萩の台線	—	—	—	1,193	4,702	6,642	7,673
合 計	59,439	76,385	85,027	87,594	97,105	99,960	104,495

出典:平成30年度版生駒市の環境

【今後の課題】

- ・市内の公共交通の利用者数は鉄道・路線バスともに概ね横ばいの状況です。市外で働く市民が多い住宅都市として、通勤時等における公共交通機関の利用を促すことが必要です。
- ・今後、コミュニティバスの利用者数は高齢化等により拡大する可能性がある一方、安定的な運行を実施するための財政面での課題があります。

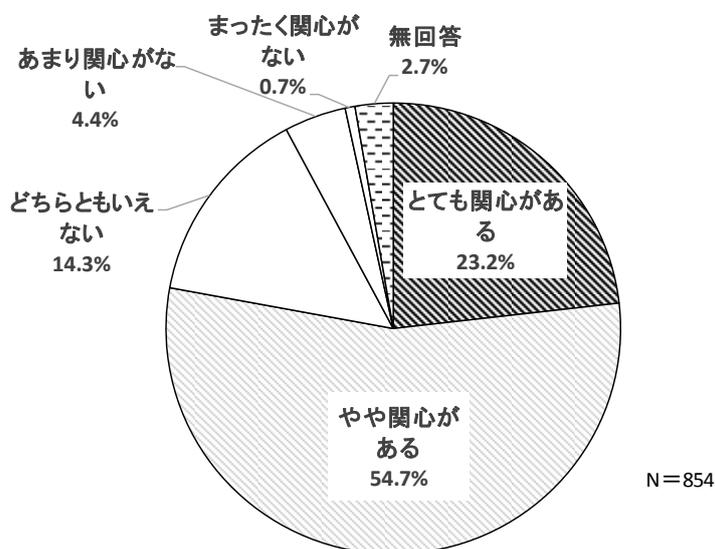
2 市民アンケートから見る現状・課題

本計画の策定にあたり、平成 29（2017）年 9 月～10 月にかけて、市民 2,000 人に対してアンケート調査を実施しました。（有効回収票数：854、有効回答率：43%）

①環境への関心

環境問題に関しては、約 8 割の市民が、「とても関心がある」「やや関心がある」と回答しており、多くの方が環境への関心を持っていました。

図 環境問題への関心



【今後の課題】

- ・環境への市民の関心を維持するとともに、高い関心を行動へつなげる取組が必要となっています。

②市内の環境等に対する満足度

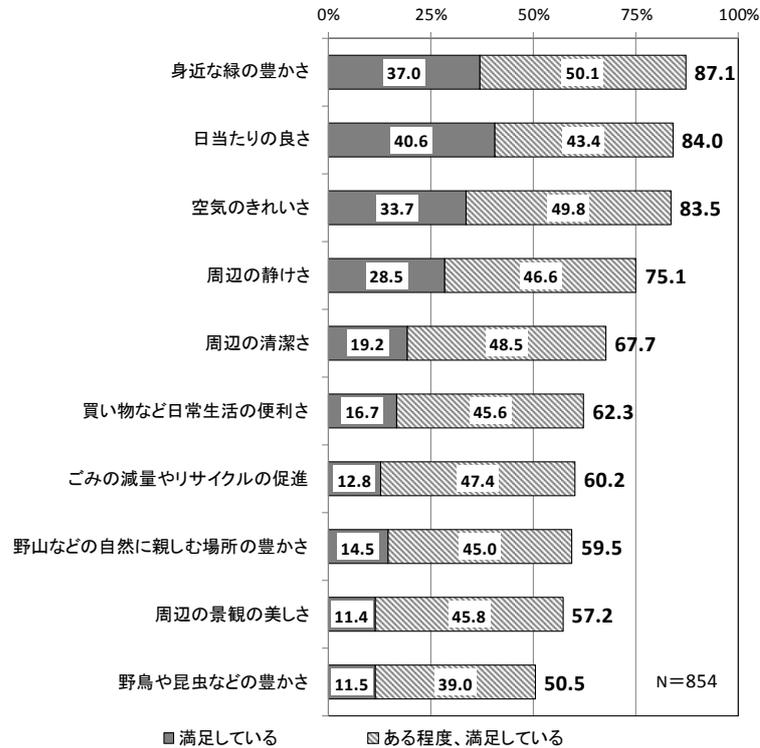
市内の環境について満足していることとしては、次ページにあるとおり、「身近な緑の豊かさ」「日当たりの良さ」「空気のきれいさ」などが挙げられており、住宅都市として高く評価されています。

【今後の課題】

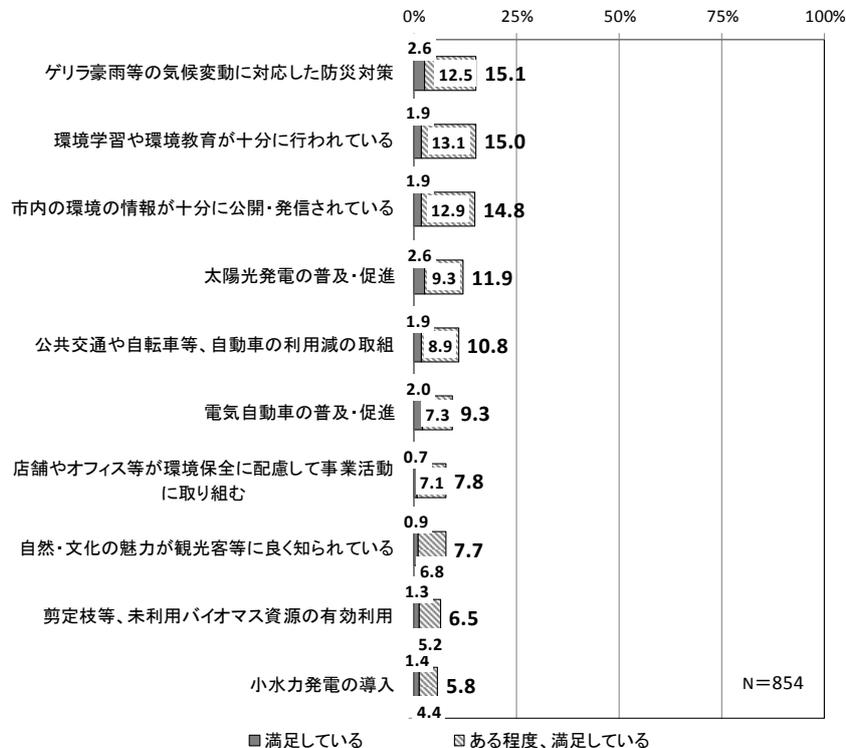
- ・身の回りの環境に比べ、未利用エネルギーや再生可能エネルギーの推進、環境に配慮した交通手段の確保、生駒の環境のPRなど、本市の未来を築くための取組については、満足度が低くなっています。

図 市内の環境等への満足度

【上位の項目】



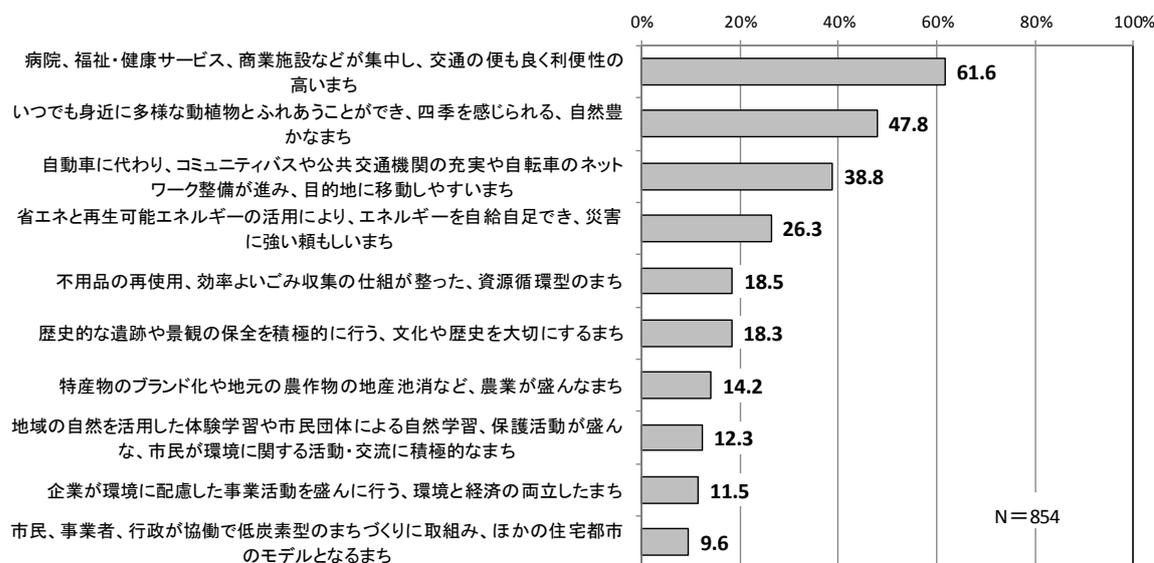
【下位の項目】



③生駒市が目指すべき理想的な将来像

市が目指すべき理想的な将来像としては、「病院、福祉・健康サービス、商業施設などが集中し、交通の便も良く利便性の高いまち」「いつでも身近に多様な動植物とふれあうことができ、四季を感じられる、自然豊かなまち」の割合が高くなっていました。本市が既に達成している豊かな住宅都市の特性に加え、利便性の良さについても強く要望されています。

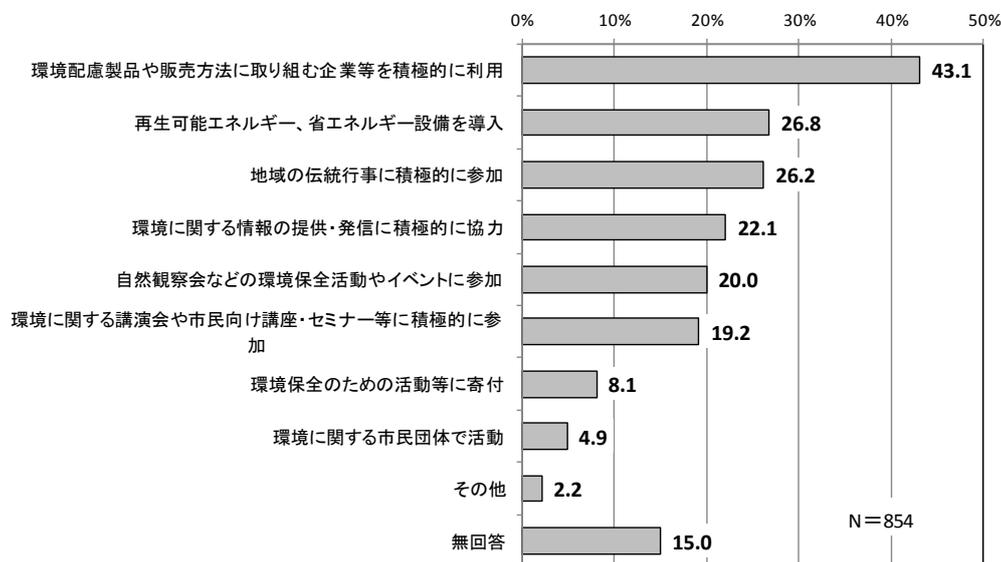
図 生駒市が目指すべき理想的な将来像



④理想的な将来像を達成するためにできること

「環境に配慮した製品や販売方法に取り組む企業等を積極的に利用する」「再生可能エネルギー、省エネルギー設備を導入する」の割合が高くなっており、再生可能エネルギーなどの先進的な取組についての関心・意欲が高いと考えられます。

図 理想的な将来像を達成するためにできること



【今後の課題】

・環境への関心・意欲の高い市民が多数いるのが本市の特徴ですが、今後はそうした市民の裾野を広げ、より多くの人々が主体的に、活動に参加できるように計画を推進していきます。

3 ワークショップ・ヒアリングから見る現状・課題

①ワークショップから見る現状・課題

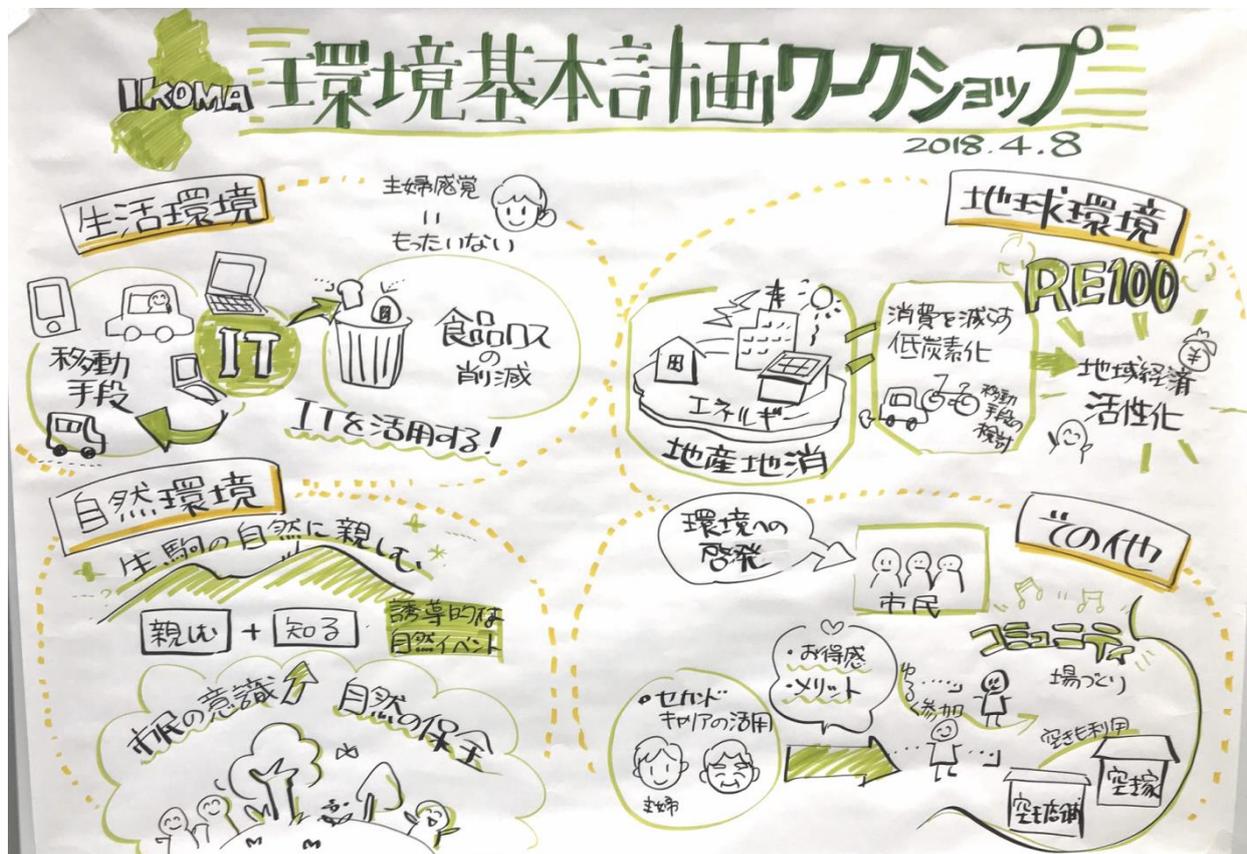
これまで生駒市の環境基本計画の基盤となってきたとも言える「市民、事業者、行政などパートナーシップによる計画づくりと推進」の考え方を継承し、協働による計画策定と実現を促進するために市民ワークショップを開催しました。

ワークショップは、平成 30（2018）年1月～5月の土日祝日のいずれか、毎月1回3時間程度計5回開催し、延べ約 170 人が参加しました。

生駒市の持続可能な地域づくりに向けた、目指すべき環境像、戦略について多様な主体でどのような取組を行えば良いかについてアイデアを出し提案としてまとめました。これらの意見や提案は本計画に示す、望ましい環境像や各目標、重点的な取組等について検討する際の参考としています。

ワークショップの結果、生駒の環境で「良いところ」は、もったいない精神が継承されていること、自然が多い、空気がきれい、活動団体が多く熱心な市民がいる、市民力が高いなどが挙げられ、子どもたちや地域外（全国）の人に生駒の魅力を、口コミやSNSなどを通じて伝えたいなどが挙げられました。

また、生駒の環境で「良くないところ」は、古くなった住宅が多い、坂道が多く車利用が多い、などが挙げられ、今後必要なこととして、楽しい・お得などの環境以外の視点も入れた堅くない伝え方で、市民の心をつかむ工夫をするなどが挙げられました。



第4回市民ワークショップの中間発表のグラフィックレコーディング

②ヒアリングから見る現状・課題

平成 29（2017）年8月に、生駒市環境基本計画推進会議（ECO-net 生駒）の各部会を対象に、現在の活動、今後の課題について、ヒアリングを実施しました。

ヒアリングは自然環境分野、せいかつ環境分野、まち・みち環境分野、エネルギー環境分野の4つの部会と共通分野の計5回行いました。

現在の活動について、内容、主な参加者、頻度などを聞くとともに、今後の活動に向けた課題などを聞き取りました。現状及び課題認識についての主な意見は次のとおりです。

各部会では、自然観察会、食品ロス削減の取組、みどりのカーテンの普及や生駒のいいところを発見するまち歩き、再生可能エネルギーの普及啓発等に取り組んできたことが成果として挙げられます。

ECO-net 生駒全体としては、運営委員会を中心に企画・検討した環境フェスティバルやECO-net 講座等を開催し、多くの市民が参加し活動が広がりつつあります。

一方で、部会で開催するイベントについて、一部パターン化してきている面が見られ、啓発イベントについては、参加者の興味関心とミスマッチがないか確認が必要であると挙げられました。

今後の課題については、事業者や自治会との連携が必要になってくる、活動するメンバーが高齢化・固定化してきているので、学生や子育て世代なども含めた幅広い層を巻き込んでいきたい、などが挙げられました。今後は、市内で活動している人たちがつながり、世代や分野を超えて活動を推進していくことが求められます。

4 第2次生駒市環境基本計画の総括

①環境目標の達成状況

第2次生駒市環境基本計画では、計画全体の成果を測る指標として、二酸化炭素排出量、ごみ排出量、公共交通利用者数、河川水質、環境活動参加人数の5つを採用し、目標値を設定して、毎年、計画の進捗状況を評価しています。5つの指標の達成状況は以下に示すとおりです。

※目標値に対する達成率の計算方法

◆指標1～指標4

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{基準年度実績値} - \text{直近の実績値}) \div (\text{基準年度実績値} - \text{目標値}) \times 100$$

◆指標5

$$\text{達成率 (\%)} = \text{直近の実績値} \div \text{目標値} \times 100$$

指標1 二酸化炭素排出量

目 標	目標値	基準年度 実績値	直近の 実績値	目標値に対 する達成率
平成30(2018)年度の排出量を 平成18(2006)年度比で14%削減	28.0万 t-CO ₂	32.5万 t-CO ₂ (H18)	29.8万 t-CO ₂ (H28)	60.0%

指標2 ごみ排出量

目 標	目標値	基準年度 実績値	直近の 実績値	目標値に対 する達成率
[家庭系ごみ排出量] 家庭系ごみ1人1日あたり排出量を 15%減らし、570.0g/人・日に削減	570.0 g/人・日	673.2 g/人・日 (H19)	553.1 g/人・日 (H29)	116.4%
[再資源化率] 平成30年度の再資源化率を30%に向上	30.0%	16.8% (H19)	23.0% (H29)	47.0%
[事業系ごみ排出量] 平成30年度に6,721tに削減	6,721 t/年	9,128 t/年 (H19)	9,000 t/年 (H29)	5.3%

指標3 公共交通

目 標	目標値	基準年度 実績値	直近の 実績値	目標値に対 する達成率
[鉄道利用者数] 鉄道利用者を、現状維持から0.5%増	19,306千 人	19,210千人 (H19)	18,949千人 (H29)	-271.9%
[路線バス利用者数] 路線バス利用者を10%増	5,586千人	5,078千人 (H19)	5,172千人 (H29)	18.5%
[代替交通の新規路線] 新規路線を複数ルート実現	複数ルート	1路線 (H19)	5路線6系統 (H30現在)	達成

指標4 河川水質

目 標	目標値	基準年度実績値	直近の実績値	目標値に対する達成率
竜田川の水質（BOD）が、観測地4地点の地点ごとの年間平均値で5mg/L 以下	5mg/L 以下	阪奈道路下 16mg/L 東生駒川合流前 10mg/L 大宮橋下 9.8mg/L 市境 8.0mg/L (全てH19)	阪奈道路下 7.7mg/L 東生駒川合流前 6.7mg/L 大宮橋下 5.4mg/L 市境 5.4mg/L (全てH29)	阪奈道路下 (75.5%) 東生駒川合流前 (66.0%) 大宮橋下 (91.7%) 市境 (86.7%)

指標5 環境活動参加人数

目 標	目標値	基準年度実績値	直近の実績値	目標値に対する達成率
市やECO-net生駒が開催するイベントへの参加累計人数が11.7万人	117,000人	—	108,045人 (H21からH29までの累計)	92.3%

各指標の評価の総括

各指標の評価を一本化し、レーダーチャートで示しました。目標を達成した指標はありませんでした。また、指標4 河川水質、指標5 環境活動参加人数に比べて、指標1 二酸化炭素排出量、指標2 ごみ排出量、指標3 公共交通のポイントが低くなっています。

各指標へのコメント

指標1 二酸化炭素排出量

・直近（H28）を除き、排出量は減少傾向でしたが、目標には届いていません。

指標2 ごみ排出量

・有料化等により、家庭系ごみは減少していますが、事業所数の増加等により、事業系ごみは僅かな減少にとどまっています。

指標3 公共交通

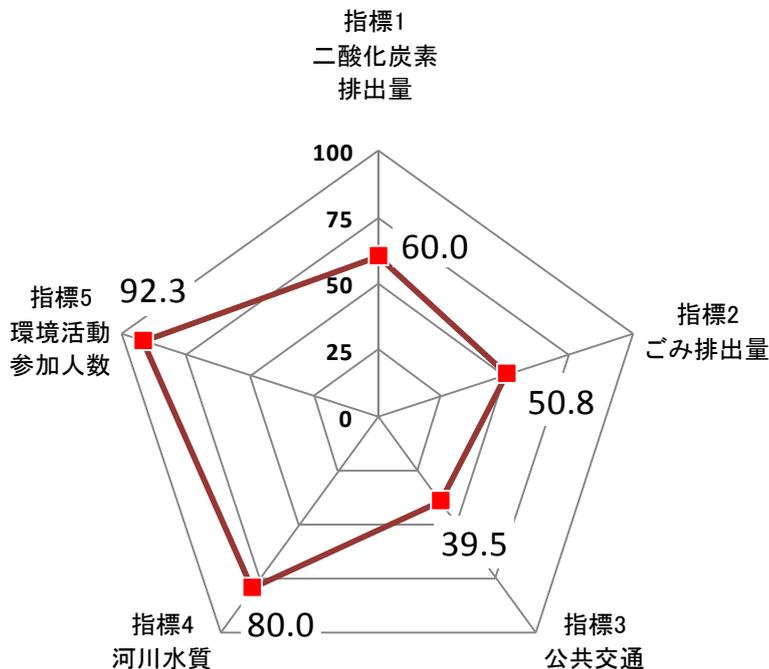
・新規路線の複数ルートは達成しましたが、路線バス利用者数は微増にとどまり、また、鉄道利用者数が減少したため、目標達成が困難となっています。

指標4 河川水質

・全体的に河川水質は改善傾向ですが、目標達成には至っていません。

指標5 環境活動参加人数

・環境フェスティバルや竜田川クリーンキャンペーン等のイベントを中心に、順調に増加しています。



※達成率が100%を上回る場合の達成率は100%とした。又、0%未満（現状より後退）の場合の達成率は0%とし、指標に複数の数値が含まれる場合は、各数値の平均値を達成率とした。

②プロジェクトと関連事業の経過実績

第2次生駒市環境基本計画で掲げたプロジェクトと、それに関連する事業について、環境分野ごとにこれまでの経過と実績をまとめました。

ア 自然環境分野

○ プロジェクト

取組	取組概要	これまでの経過と実績
取り戻そう 子どもが願う竜田川！	水質調査や各種啓発活動を通じて、市民に竜田川の水質の現状を理解してもらい、家庭での生活排水対策につなげる。	生活排水対策の啓発を行うため、水質調査を実施しデータを収集した。 エコ料理教室の開催や、竜田川沿いの名所や浄化施設の見学を行い、生活排水対策の学習活動を実施した。
生駒の自然を観察しよう！ そして保護していこう！	生きもの調査と観察学習会を開催することで、自然に関心を持ち、保全していく人を増やす。	市民を対象に、水生生物・トンボ・野鳥・植物の観察会を継続して実施した。 生きものの観察会や定点調査により得られたデータを元に、「生駒のいきもの手帳」を発行し、公共施設等に配布した。

○ 関連事業

取組	取組概要	これまでの経過と実績
公共下水道の整備	下水道普及率が低い流域関連公共下水道竜田川処理区を中心に、公共下水道管渠整備を実施する。	市域における下水道普及率は、平成21（2009）年度の57.3%から、平成29（2017）年度末現在で69.8%に向上した。
合併処理浄化槽 設置整備事業	公共下水道の整備予定が当たらない区域を対象に、合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付し、浄化槽設置促進を図る。	平成21（2009）年度から平成29（2017）年度までに合計で537基の設置補助を実施した。
カワバタモロコ 保護活動	環境省のレッドリストで絶滅危惧種ⅠB種に指定されている淡水魚カワバタモロコが市内のため池で発見されたことをきっかけに、同種を市における生物多様性の象徴と位置づけ、市民・行政・研究機関の協働で保護活動を展開。	エコパーク21を拠点に、定期的に生態調査を行いながら、カワバタモロコの飼育・繁殖など生息域外保存を実施。 同施設に、カワバタモロコが絶滅に追い込まれる大きな要因となった肉食性外来魚の持ち込みによる生態系のかく乱防止の啓発展示を実施した。
遊休農地の保全・活用	担い手の高齢化や後継者不足等による、遊休農地の増加に対応するための事業を実施する。	新規就農者に対して、農地の斡旋・設備投資支援・営農相談等を実施。また、耕作希望者や農地貸出希望者を募集し、市が仲介した。

○ 総 括

本市は、大都市近郊に位置していますが、里山などの豊かな自然が残っています。住宅地の近くにも農地が残っていますが、以前と比べ、農家の高齢化・後継者不足等によって耕作放棄地が増えるなど、里山の管理が不十分になっているところもあります。こうした傾向が続くと、将来にわたって豊かな自然環境を維持するという「持続可能性」が損なわれる可能性があります。

第2次生駒市環境基本計画のプロジェクトで実施した豊かな里山や農地での取組を通して市民の生きものへの知識・関心の向上が見られます。一方で、主催者側の高齢化や人材育成などに課題があり継続が困難となったプロジェクトもあり、取組に関わる人の層を広げていく必要があります。

また、河川水質については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などにより、改善しています。今後も監視・測定を継続するとともに、改善に向けた取組を継続する必要があります。

第3次生駒市環境基本計画でも、引き続き自然に触れ合える機会を設けるとともに、市民・事業者・行政の三者協働により、里山や生物の保全活動、遊休農地の利活用等に取り組むことで、本市の豊かな自然環境に対する市民の意識や理解を深め、自然を活かしたまちづくりを進めることが必要となっています。



竜田川沿いの名所や施設を見学するツアー



トンボ観察会



エコパーク 21 でのカワバタモロコ保護活動



荒れた遊休農地を整備して利活用

イ せいかつ環境分野

○ プロジェクト

取組	取組概要	これまでの経過と実績
環境にやさしい 売り方・買い方 を推進する生駒	マイバッグ持参、過剰包装削減、無駄のない賢い商品の買い方を推進することで、家庭ごみの大きなウェイトを占める容器包装ごみを削減する。	市民への広報活動展開後、平成 25(2013)年に、市内スーパーマーケット・生駒市・ECO-net 生駒で「レジ袋有料化に関する協定」を締結し、レジ袋無料配布の中止を実現。レジ袋の配布枚数を約 90%削減した。 エコな買い物の仕方を推進する「買い物ガイド」を発行し、市民に配布した。
減らそう！ 家庭のCO ₂ を	電気・ガス等の家庭におけるエネルギー消費が、環境にどのように影響を及ぼしているのかを記録する「環境家計簿」の普及を通じ、エネルギーの効率利用に関する意識向上を図る。	「生駒市民 わが家の環境家計簿」を作成し、導入当初はインセンティブを付与するなどして普及・定着を図った。 平成 29(2017)年度末時点で、約 800 世帯が取組に参加している。
資源循環と学び のプロジェクト	資源の有効活用を推進するとともに、環境関連施設を活用した環境学習を実施し、環境にやさしい行動ができる人を増やす。	家庭から出る廃食用油の拠点回収を実施し、回収された油をリサイクル石鹸に活用するしくみをつくった。 市内のごみ処理施設を見学する「生駒市ごみ処理・資源化施設見学会」を定期的に関催し、多くの市民を対象とした環境学習を実施した。

○ 関連事業

取組	取組概要	これまでの経過と実績
家庭系ごみ有料化	平成 23(2011)年5月に、策定した生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画「ごみ半減プラン」において、重点施策の一つになっている「家庭系ごみへの有料制の導入」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23(2011)年度 「生駒市ごみ有料化等検討委員会」での検討 平成 24(2012)年4月～25(2013)年9月 「生駒市ごみ半減会議」を設置し「ごみ半減トライアル計画」を実施 平成 25(2013)年10月～ ごみ半減トライアル計画の検証 平成 26(2014)年3月 生駒市議会定例会で条例改正案可決 平成 27(2015)年4月から有料化を開始
給水スポットの整備	マイボトルに無料で水道水を補給してもらえる給水スポットを設置し、マイボトルの使用を促進することで、飲料用容器の削減につなげる。	市内の給水スポット協力店(店の利用者のマイボトルに無料で水道水を補給してもらえる店)を広く募った。平成 29(2017)年度末時点で、協力店の登録数は 24 となっている。
まちをきれいに する条例の制定	環境美化について、個々の良心に委ねるだけではなく、心無い行為者に対しては抑止力を高めるとともに、市民、事業者、行政の協働で生駒のまちを美しくきれいなまちにすることを目的として制定。	平成 23(2011)年1月に「生駒市まちをきれいにする条例」を制定したが、ポイ捨てや飼い犬のふん放置等マナー違反行為が後を絶たなかったため、平成 25(2013)年10月に条例を改正し、ポイ捨て禁止、ふん放置禁止に違反し、命令に従わない人に過料を科す罰則規定を設けた。

○ 総 括

プロジェクトにおいて、マイバック持参推奨を促進し、市民アンケートや市内スーパーとの意見交換会を複数回にわたって開催しながらレジ袋の有料化を実現しました。

焼却ごみを半減させることで、環境負荷の低減とごみ処理施設整備等のコスト削減とを目指した意欲的な「生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、家庭ごみの有料化、古紙の分別収集等の取組により家庭系ごみの排出量は、削減が進んでいます。しかし、ごみ半減という目標の達成には至っておらず、今後も取組を継続する必要があります。

平成 26（2014）年から「環境にやさしい売り方買い方を推進する生駒」プロジェクトで開始した食品ロス削減啓発活動に対する市民の関心も高くなっています。

まちをきれいにする条例に加え、路上喫煙等については、平成 29（2017）年度に「生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、重点エリアを設けて、喫煙者と禁煙者の棲み分けを行い、喫煙者に受動喫煙防止に対する指導を行うなどの対策を進めています。その他にも増加傾向にある空き家対策など、住宅都市の魅力維持の観点からも、対応が重要です。



エコな買い物を推進する
「買い物ガイド」を作成



ごみ処理・資源化施設見学会



家庭系ごみ有料化の開始を
パッカー車で市民に周知



ポイ捨て防止等マナー向上を
呼びかける啓発活動

ウ まち・みち環境分野

○プロジェクト

取組	取組概要	これまでの経過と実績
歩いて楽しい！ 環境まち・みちづくり プロジェクト	情報発信や歩くことの楽しさを体感できるイベントの開催、緑化の推進を図ることで、市内を歩く人を増やす。	生駒の良さや歴史・文化・施設を知ってもらうまち歩きイベント「よこみち歩きのすすめ」を市内の各所で継続して開催した。 平成 23（2011）年度から、ゴーヤの苗を市民・教育機関・公共施設に配布し、みどりのカーテンの普及啓発に取り組んだ。
生駒市内で目的地へ 楽しく楽に移動する	生駒市地域公共交通活性化協議会への参加、自転車マップの作成等を通じて、人と環境にやさしい移動手段の啓発を図る。	平成 28（2016）年度に、ルート周辺のおすすめスポットや店舗等の情報を掲載した自転車マップを発行し、市民に配布した。

○関連事業

取組	取組概要	これまでの経過と実績
生垣助成	市街化区域内で、「新たに設置される生垣」、「作り替えが必要な生垣」について、生垣を設置するものに対して設置費用の一部を助成することで、緑を創出し、緑あふれる住環境の形成を図る。	生駒市みどりの基金を原資に助成を行っており、平成 19（2007）年度から平成 29（2017）年度までで、補助実績：90 件、総延長：936.4m となっている。
ウォーキング マップの作成	ウォーキングマップを作成し、市民の歩くことに対する意識の向上と健康増進を図る。	平成 21（2009）年に全 35 コースのマップを作成。平成 27（2015）年から「生駒の見どころを楽しめる道」等の観点からコースの見直しを実施し、24 コースのマップを作成した。
コミュニティバスの整備 拡充	地域の買い物や通院など日常生活に必要な活動機会を確保していくため、既存の公共交通で活動拠点まで行くことができない市民に対して公共交通サービスを提供する。	平成 17（2005）年度から運行を開始している光陽台地区に加え、本町地区（門前線）、南地区（西畑線・有里線）について、平成 25（2013）年度から本格運行。北新町地区（北新町線）、萩の台地区（萩の台線）について、平成 30（2018）年度から本格運行を開始し、現在は 5 路線 6 系統での運行となっている。
電気自動車用急速充電器の運用	電気自動車の普及を促進するため、公共施設に急速充電器を整備する。	平成 26（2014）年度に、一般社団法人自動車振興センターによる急速充電器工事に係る補助事業を受け、エコパーク 21、北コミュニティセンター、図書館、市役所、南コミュニティセンターの 5ヶ所に急速充電器を整備し、運用を開始した。

○ 総 括

歩きたくなる、人とふれあう楽しさを体感するまち・みち環境づくりに向けたプロジェクトや関連事業に取り組んできました。

特に、ゴーヤの苗を市民・教育機関・公共施設に配布し、みどりのカーテンを普及するプロジェクトは、省エネや景観面での効果に加え、子どもたちの環境教育としても寄与しています。

ECO-net生駒と市の経済振興課（現：商工観光課）の協働による自転車マップ作成や、環境と市民の健康づくりが連携したウォーキングマップの作成、本市の良さを再発見してもらうまち歩きイベントの開催等、多様な主体が連携して実施してきた取組を今後も継続・発展させる必要があります。

また、買い物や通院など、市民の活動の機会を確保するためには、これまで取組を進めてきたコミュニティバスも含め、各地域にあった公共交通の在り方を今後検討していくことが必要です。



生駒の良さを知ってもらう
「よこみち歩きのすすめ」



福祉センターの「みどりのカーテン」



コミュニティバス「たけまる号」



公共施設にある急速充電器と
公用電気自動車

エ エネルギー環境分野

○プロジェクト

取組	取組概要	これまでの経過と実績
雨水利用ひろめ隊	雨水タンクの普及等により、雨水の効率的な活用と節水の啓発を推進する。	雨水利用を推進するための講演会や、イベントでの雨水タンクの展示を通じて啓発を展開した。 市内の幼稚園と保育園に雨水タンクを設置し、水の大切さを伝える出前授業を実施した。
太陽光発電応援団	太陽光発電に関心のある人や設置希望者に対して、情報提供・アドバイスを実施することで、太陽光発電の普及を図る。	太陽光発電普及のための講演会や、太陽光発電を設置している人と設置を希望する人の懇談会を開催した。 市民ファンドによる市民共同発電事業を展開する目的で、「一般社団法人市民エネルギー生駒」を設立した。
エネルギー情報基地	エネルギー相談所を設け、省エネ・創エネについて市民にアドバイスを実施することで、エネルギーを効率よく利用する人の増加につなげる。	環境フェスティバル等のイベントにて、臨時のエネルギー相談所を設け太陽光発電設置予定・設置済みの方の相談を受けた。 一般公募にて太陽光アドバイザーを募り育成し、市民による市民への啓発促進体制を整備した。

○関連事業

取組	取組概要	これまでの経過と実績
太陽光発電設置補助事業	家庭等に太陽光発電システムを設置する人に対し、設置費用の一部を補助する。	平成 14（2002）年度から平成 29（2017）年度までで、補助件数は累計で 1,561 件となり、補助対象システムの出力量計は、6,714.4kW となった。
公共施設への太陽光発電システムの導入促進	市の施設への太陽光発電システムを設置することで、温室効果ガスを排出しないクリーンエネルギーの導入促進を図る。	教育施設や生涯学習施設を中心に設置し、平成 29（2017）年度末までで、設置箇所は 19 になり、平成 29（2017）年度の年間発電量は 755MWh となった。
上水道施設での小水力発電	山崎浄水場小水力発電施設（出力規模：40kW）を、導入し、CO ₂ 削減を図る。	平成 23（2011）年度に小水力発電施設の導入を決定し、奈良県平群調整池からの高い受水圧で発電機を回して発電。水道事業として全国で初めて再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を利用し、発電した電力の全量をいこま市民パワー株式会社に販売している。平成 29（2017）年度の年間発電量は、357MWh となった。

○ 総 括

公共施設へ太陽光発電や小水力発電設備を積極的に導入し、家庭等に太陽光発電システムを設置する者を増やす取組を展開したことにより、市域での再生可能エネルギーによる発電量は着実に増加しています。

創エネルギーの推進に加え、省エネルギーに関する各種啓発も市民・事業者と連携を図りながら実施してきました。

こうした協働による取組が高く評価され、平成 26（2014）年には、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に、大都市近郊型の住宅都市として全国で初めて選定されました。

今後も、環境モデル都市としての取組をさらに推進し、環境を切り口に、経済・社会の課題も同時に解決を図る施策を展開していきます。



幼稚園・保育園にある雨水タンク



太陽熱を利用したソーラークッカーでポップコーンを調理



市民共同発電所と
(一社)市民エネルギー生駒のメンバー



山崎浄水場の小水力発電施設

オ 共通分野

○プロジェクト

取組	取組概要	これまでの経過と実績
生駒環境市民講座 (ECO-net 講座)	環境のことを知り、主体的に実践する人材の育成を図るため、市民を対象とした養成講座を開催する。	一般市民向け講座として初開催となった平成 23 (2011) 年度は、無作為抽出した市民 1,000 名にダイレクトメールを送付し、受講者を募った。自然環境、生活環境、まち・みち環境、エネルギー環境の全てに関連することを伝える場として、毎年継続して開催した。
環境フェスティバル	環境について楽しみながら学べる場を提供することで、環境に関心を持つ市民を増やす。	会場の規模拡大や企画の見直し・追加を行いながら毎年開催しており、5,000 人程度が来場するイベントに成長した。

○関連事業

取組	取組概要	これまでの経過と実績
竜田川 クリーンキャンペーン	ごみの投棄や生活排水などによる水質汚濁が進んだ竜田川のクリーンキャンペーンを実施し、水質浄化・河川美化への意識を高める。	平成 8 (1996) 年度から毎年、奈良県や竜田川流域の関係地域の自治会等と協力・連携し、実施している。参加者数は、流域の 13 自治会、7 団体、9 事業者等の合計約 1,000 人にのぼる。
環境学習プログラム 「エコキッズいこま」	環境活動に取り組んでいる団体を講師に招き、クイズやゲームなどの体験活動を取り入れた学習プログラム。	平成 26 (2014) 年度から市内小学校の主に 4 年生を対象に実施。平成 27 (2015) 年度からは市内の全小学校 (12 校) で実施している。
エコスクールへの応募 (グリーンフラッグの取得)	世界で取り組まれている学校向けの環境教育プログラム「エコスクール」の取得に取り組む。	小学校では生駒台小学校と生駒南第二小学校の 2 校、中学校では鹿ノ台中学校が登録している。平成 29 (2017) 年度現在で、すぐれた取組を実施している学校に授与されるグリーンフラッグを 3 校ともが取得している。取得期限を迎えた生駒台小学校と鹿ノ台中学校では、その後の児童・生徒の取組も認められ、グリーンフラッグの取得を更新している。

○ 総 括

各分野でのプロジェクトのほか、いずれの分野にも関係が深い生駒環境市民講座（ECO-net 講座）や環境フェスティバルなどは、分野を超えて全体で取り組むプロジェクトとして実施しました。

市民向け講座や体験型学習に加え、幅広い世代が環境について楽しみながら学ぶことができる場を継続して設けたことで、参加者数の増加など、一定の成果は見られますが、プロジェクトについての市民認知度は高いとは言えません。今後は、より幅広い市民層に情報が届く工夫が必要です。

学校教育における環境学習については、外部団体の力も活かしながら事業を実施してきました。環境について児童・生徒が考え、学校と地域が協力して取り組んでいる証であるグリーンフラッグを市内の複数校が取得していることや、竜田川クリーンキャンペーンに多数の地域団体や事業者が参加していることから、環境啓発の効果が、地域に浸透してきていることが窺えます。

今後も、より多様な主体が協力・連携できる体制を構築しながら取組を進めていきます。



市民が先生役となるECO-net講座



毎年多くの人を訪れる環境フェスティバル



多くの協力者と共に実施する
竜田川クリーンキャンペーン



グリーンフラッグ取得に取り組んだ
児童・生徒

③計画推進のもと生み出された成果

ア 市民力を活かしたパートナーシップの取組

第2次生駒市環境基本計画を市民・事業者・行政のパートナーシップで推進していく中で、計画のプロジェクト以外にも、様々な協働の取組が生まれました。

例えば、平成 22（2010）年には、市の事務事業によって生じる様々な環境への負荷を減らすために、継続的に取組を改善し、環境行動を推進していくため、生駒市環境マネジメントシステムの運用を開始しました。市民で構成される「環境マネジメントシステム推進会議」が監査のプロセスに参画することを大きな特色として取組を進めてきました。

また、第2次生駒市環境基本計画のプロジェクトの取組から発展し、平成 25（2013）年に市民共同発電所設置に向けた「一般社団法人 市民エネルギー生駒」が設立、翌年には全額市民出資による市民共同発電所 1 号機が発電を開始し、現在は 4 号機までが稼働しています。

平成 29（2017）年には全国初の市民団体が出資する地域新電力会社「いこま市民パワー株式会社」が誕生しました。会社の収益は株主に配当せず、市民サービスやまちの活性化のために活用されることが予定されており、市民全体で支えるエネルギーの地産地消に向けた取組の推進が求められています。

緑環境分野では、市民による身近な緑を保全する活動が活発に展開されており、市民と行政が連携しながら公共の緑地整備や公園の維持管理に取り組んでいます。

廃棄物分野では、市民・事業者・行政の連携によりごみ減量に向けた活動を実践する「生駒市ごみ減量市民会議」を設置し、燃えるごみの削減に取り組んでいます。また、市民のアイデアから始まった、不要な食器を譲り合う（リユースする）「もったいない食器市」や、使わなくなったプラレールを活用した「プラレール広場」などの活動も新たに展開されており、こうした取組の中には、全国的にその活動が知られていたり、市域を超えて活動が展開されたりしている事例もあり、本市が高い市民力を持っていることを示しています。

イ 市民活動の展開による環境面、経済面、社会面の幅広い効果

こうした活動は、単に環境面においてメリットがあるというだけでなく、活動の展開により、経済的・社会的な課題の解決にもつながるといふ、SDGs の考え方に即した行動の活性化にもつながる可能性を持っており、取組の発展が求められています。

例えば、前述の市民共同発電所の取組は、市民が中心となって再生可能エネルギーの導入に取り組むことで、環境問題の解決や意識啓発にとどまらず、市内の経済循環の向上や災害対策など、経済的・社会的な効果をもたらしています。

第3章 望ましい環境の創造に向けて

本章では、生駒市の特性を踏まえ、本市が目指す望ましい環境像及びその基本的な目標を示します。

1 本市が目指す環境の将来像

本市は、生駒山をはじめ、里山や農地、市内に源流を持つ竜田川や富雄川の水辺など、豊かな自然に恵まれた居住環境を持つ住宅都市として発展してきました。大都市近郊でありながらも自然に恵まれているということは、本市の大きな財産であるとともに、そこで暮らす市民にとっての大きな誇りとなっています。

もう一つの大きな特長として、第2次生駒市環境基本計画で、市民・事業者・行政の三者協働で計画のプロジェクトを推進してきたように、市民の活動が活発で、市民力が高いということがあります。人口の減少が見込まれる今後においても、引き続き市民との協働でまちづくりを進める必要があります。

一方、市民アンケートの結果を見ると、市民のイメージする理想的な将来像としては、利便性の高さ、移動のしやすさが重視されているほか、「災害に強いまち」など、持続可能で住みやすいまちの姿が挙げられています。

そこで、本市が目指す望ましい環境像を次のように設定しました。

【 望ましい環境像 】

豊かな自然と市民力を活かし、
持続可能な未来を築くまち いこま

豊かな自然と市民力という本市が持つ2つの財産を活かし、住宅都市としての魅力を高め、多くの人がいつまでもここに住み続けたいと思うようなまちとなることによって、持続可能な未来を築くことが本市の目指す方向性と考えます。

目指す環境像を実現するためには、環境の保全や創造など環境分野の施策を実施するだけでなく、経済、社会面やコミュニティの形成にも効果のある取組を進め、住みやすいまちにすることが求められます。

2 望ましい環境像を達成するための4つの目標

本市が目指す望ましい環境像を実現するために、目標1から目標4の4つの基本目標を設定しました。

本計画では、その4つの目標達成のための取組を展開します。



目標 1 自然環境 豊かで多様な自然と共生するまち

本市は、大都市近郊にありながら、生駒山をはじめ、里山や農地など、身近に自然を感じられる豊かな暮らしができるまちとして発展してきました。

この豊かな自然は、本市の魅力を象徴する存在であり、大きな資源です。これを保全・活用することで、今後も持続可能な形で維持し、次世代に引き継ぐことにより、その恵みを十分に受け、人と自然が共生するまちをつくります。

目標 2 生活環境 安全・快適で資源循環型のまち

本市の空気のきれいさや周辺の静けさについては、市民の満足度も高く、住宅都市の良好な生活環境として高く評価されています。

また、これまで実施してきた市民・事業者との協働によるごみの発生抑制や再資源化に関する取組の成果として、ごみの減量や分別に対する意識は全市的に高くなっており、この協働の取組は今後も推進する必要があります。

良好な空気などの生活環境を守りながら、ごみの減量やまちの美化に取り組むことにより、安全・快適で資源を有効利用する持続可能な循環型のまちを形成します。

目標 3 地球環境 再エネの地産地消が進む超低炭素のまち

本市は、これまでも、市民団体や事業者と共同出資による地域新電力会社を設立し、再生可能エネルギーの普及に取り組むなど、大都市近郊の住宅都市として初めて選定された「環境モデル都市」として、CO₂排出量の削減など地球温暖化対策に積極的に取り組んできました。

今後も引き続き、この電力会社を核として、再生可能エネルギーの普及促進やエネルギー需要の抑制と効率的な利用などを進めることにより、再エネの地産地消が進む超低炭素のまちを目指すとともに、すでに起きている地球温暖化の適応策にも取り組みます。

目標 4 コミュニティ 環境意識と行動の輪が広がるまち

持続可能なまちをつくるうえで、最も大切とされるのが、そこに暮らす人々の環境意識の向上と行動の活性化です。

そのためには、「自然環境」「生活環境」「地球環境」のどの分野にも共通して、市民・事業者・学校等と連携して環境教育を推進するとともに、多世代が楽しみながら環境に関する活動に参加し、継続することが必要です。

このため、目標1～3の3つの目標に分野横断的に取り組む目標として、環境意識と行動の輪が広がるまちを目指します。

3 代表指標と目標値

本計画では、以下に示すように、目指す環境像を実現するための4つの目標について、目標毎にその到達度を把握するため、目標値を掲げる「代表指標」と、目標値は設定しないが、目標達成に向けた取組の推進について、その動向を把握するための参考とする「モニター指標」を複数設定します。なお、目標4については取組が多岐に渡り目標値の設定が難しいことから、モニター指標のみを設定することとします。

モニター指標では、施策を実施した結果、市民の実感はどう変わったのかを把握する指標を中心に設定しています。

指標の設定にあたっては、上位計画である生駒市総合計画とも指標及び目標値を共有するなど整合を図ります。目標値については、生駒市環境マネジメントシステムを活用した評価を行い、進行管理（PDCA）を着実にを行うことを基本とします。

代表指標

目 標	指 標	指標の説明	現状値 (2017年)	目標値 (2023年) ※中間目標年度
1 自然環境 豊かで多様な 自然と共生す るまち	緑地面積の割合	市全域に対する緑地（農地を除く）面積の割合	47.85%	47.90%
	遊休農地活用事業 で利用されている 農地面積	遊休農地活用事業で利用されている農地の面積（累計）	49,689 m ²	55,689 m ²
2 生活環境 安全・快適で資 源循環型のま ち	下水道普及率	総人口に対する下水道整備済 区域内人口の割合	69.8%	73.5%
	再資源化率	ごみ発生量のうち、再資源化 するために分別されるビン・ 缶・ペットボトル・ミックス ペーパー等の重量の割合	23.0%	28.8%
	家庭系燃えるごみ の1人1日あたり 排出量	1人が1日あたりに出す家庭 系燃えるごみの排出量	437 g	405 g
3 地球環境 再エネの地産 地消が進む超 低炭素のまち	再エネによる発電 容量の合計	市内の家庭・事業者が電気事 業者と電力需給契約を締結し た発電設備容量の合計	25,245 kW	35,145 kW
	1人あたり CO ₂ 排出量	市域から排出された温室効果 ガス排出量を算定し、各年の 推計人口で除したもの	2.47 t-CO ₂ 2016年実 績	2.16 t-CO ₂ (※)
4 コミュニティ 環境意識と行動の輪が広がるまち	モニター指標のみを設定			

(※)環境モデル都市アクションプランで掲げている中長期目標(2030年度に基準年度比35%削減、2050年度に基準年度比70%削減)を前提とした目標値です。

モニター指標

目 標	指 標
1 自然環境 豊かで多様な自然と共生するまち	「適切な土地利用により、良好な都市環境と豊かな自然が調和したまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合（％）（※）
	「市民、ボランティア団体、事業者が、花と緑であふれるまちに向けて取り組んでいる」と感じる市民の割合（％）（※）
2 生活環境 安全・快適で資源循環型のまち	汚水処理人口普及率（％） （参考）2017年実績：83.4％
	「環境美化の取組が進み、快適な生活環境が保たれている」と感じる市民の割合（％）（※）
3 地球環境 再エネの地産地消が進む 超低炭素のまち	「再生可能エネルギーの普及が進んでいる」と感じる市民の割合（％）（※）
	「省エネルギー型の暮らしが定着している」と感じる市民の割合（％）（※）
4 コミュニティ 環境意識と行動の輪が 広がるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する出前講座の参加人数（人） （参考）2017年実績：1,594人 ・環境に関する情報の発信回数（回） （参考）2017年実績：237回 ・体験型イベント・講座の参加人数（人） （参考）2017年実績：8,724人
	「環境意識と行動の輪が広がるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合（％）（※）

（※）は、市民満足度調査を実施するタイミングで進捗を把握します。

第4章 具体的な施策

本章では、施策体系に沿って、今後進める具体的な施策を示します。

1 施策体系

本計画では、以下に示すように、目指す環境像を実現するための4つの目標と、取組の方向性を掲げ、施策を推進していきます。



2 具体的な取組

目標 1 自然環境

豊かで多様な自然と共生するまち

①住宅都市の周囲に広がる里山を保全し、利活用を進めます

利用されることの少なくなった里山を、市民団体等との協働により整備し、生物の生息環境としての維持を図るとともに、製品の産出の場として見直します。また、環境学習の場、自然とのふれあいの場、観光・魅力発信の資源として活用し、地域に愛着を持つ市民の育成や市に来訪・滞在する人の増加につなげます。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
多様な自然の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・里山をはじめ、地域の生物の生息・生育環境を保全します。 ・里山整備活動へ支援するとともに、広く活動への参加を促します。 ・竹林の整備・活用を検討します。 ・自然に触れ合う体験・学習等を実施することで、地域の自然環境を理解する機会をつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生物生息環境の保全 ○里山整備活動への支援 ○竹林の整備・活用 ○自然観察会等、体験・学習活動の開催
豊かな自然を活かした暮らしの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代が、生活の中で、気軽に自然に触れ合うことができる施設運営やイベントの開催を継続し、地域の自然を楽しむライフスタイルを普及させます。 ・地域の豊かな自然環境にふれあいながら、市民の健康増進にもつながる機会を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生駒山麓公園・高山竹林園・花のまちづくりセンターなど、施設の運営を通じた情報発信・機会の提供 ○自然環境を活かした魅力体感イベントの開催 ○自然とふれあえるハイキングコースのPR
自然を活用したにぎわいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を、観光コンテンツとしても積極的に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境を活かした観光の推進

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・里山の歴史や動植物に関心を持ち、自然とふれあう機会をつくります。 ・里山整備活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動全体をとおして、自然環境の保全に配慮します。 ・里山の整備活動など地域の自然環境の保全に協力します。

②農地の利用を促進し、自然の恵みを体感できる環境づくりを進めます

獣害対策を講じながら農地の保全・活用を図り、農産物の地産地消を促進することで、市民の食生活や健康を支える環境づくりを進めます。

また、農業体験など自然とのふれあいの場を創出することで、自然の恵みで生活が支えられていることの理解を深めます。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
農地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体と連携・協力して獣害による農地被害の対策を進めます。 市民や活動団体などの参画により、遊休農地の利用を促進します。 農業を通じて自然の大切さを学び、理解を深める機会として、農業体験を実施するなど農地を活用した環境学習を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○有害鳥獣被害対策 ○遊休農地の活用 ○農業体験学習
農産物の地産地消の促進	<ul style="list-style-type: none"> 玉ねぎ、大根、さつまいも等の地元農産物の学校給食への導入を支援します。 販売促進イベントを開催するなど、地元農産物の生産・販売・購入・消費を推進する取組を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食での地元農産物の導入 ○イベント等での地元農産物の販売・普及

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 地域の農業に関心を持ち、地元の農産物を選んで購入します。 農地を活用した取組に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する遊休農地の活用や地産地消の促進のための施策に協力・連携します。 市民や市と協力しながら、地域の農地を活用した取組に参加します。

③まちなかの緑化を推進し、みどりを身近に感じられるまちづくりを進めます

一人ひとりが生活の中でみどりを身近に感じることができる環境の重要性を理解し、地域でみどりを育む取組を進めるとともに、緑豊かな自然環境と調和する景観づくりに取り組みます。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
まちなかの緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・団体や市民と協働し、花と緑のまちづくりを推進することで地域の魅力を高めます。 ・市民参画による公園の緑化・再整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共スペースの緑化推進 ○公園の緑化・再整備 ○街路樹の更新 ○みどりの基金を活用した緑化推進
自然環境と調和する景観の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法の規定に基づく「景観行政団体」として、市民や事業者などとともに、豊かな緑に彩られた本市の特性に応じた景観を保全し、創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成基本計画による景観保全・創出の推進 ○景観まちづくり相談 ○花とみどりの景観まちづくりコンテストの開催

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・地域・庭先の緑化やみどりのカーテンづくりなど、身近な緑化に努めます。 ・緑化や景観保全に関する活動に積極的に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化や景観保全に関する活動に積極的に協力します。 ・事業所の敷地や建物の緑化に努めます。

①大気・水質など生活環境のさらなる向上を目指します

良好な大気環境を維持するとともに、河川の水辺環境の保全を図り、生活環境の向上を目指した取組を進めます。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
大気汚染の防止	・有害物質による大気の汚染状況などについて、道路沿道や各観測地点における適切なモニタリングや情報提供を推進します。	○大気汚染物質の測定・監視
水質汚濁の防止	・河川水質向上のため、河川のモニタリングや水質事故発生時の適切な対応など、水環境の監視体制を充実させます。 ・公共下水道の整備と合併処理浄化槽の普及により、河川水質の向上を図ります。	○公共下水道の整備 ○合併処理浄化槽の普及促進 ○生活排水対策の推進
土壌汚染等の防止	・「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、土壌汚染や土砂等の崩落などの未然防止を図ります。	○一定規模以上の土地の埋立て等の適正指導
騒音・振動対策の推進	・工場、事業所、建設工事、道路などを原因とする騒音・振動への対応を進めます。	○騒音測定・振動測定
悪臭の防止	・悪臭による相談、苦情には、法令等に基づく対応を進めます。	○臭気測定
水辺環境の保全	・河川的环境を保全し、大切にしようと思う意識を育むため、市民団体等と連携して進めている河川の清掃活動を継続します。 ・河川に生息する生きものの調査を定期的を実施することで、水辺環境の状況を把握し、再生につなげます。	○河川の清掃活動 ○水生生物調査の実施

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に積極的に取り組みむとともに、適正な維持管理を行います。 ・近所迷惑になるような音、におい、煙などは出さないように心がけます。 ・河川の美化活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染防止に関する法令等を遵守します。 ・大気汚染物質の排出による環境負荷の低減等を進め、継続的な環境改善に取り組みます。 ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に積極的に取り組むとともに、適正な維持管理を行います。 ・事業所排水の浄化を徹底し、規制を遵守します。 ・建設工事等の事業活動で発生する土砂の減量化を図り、条例に則った埋立てを遵守します。 ・低騒音の機械・設備を導入するなど、騒音の発生を抑制します。 ・河川の美化活動に積極的に参加します。

②ごみの少ない、資源を有効利用する循環型のまちを形成します

ごみ減量・資源化の取組を継続・発展させ、市民・事業者・行政の三者協働によって、持続可能な循環型社会を形成します。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
ごみの発生抑制・リユースの促進	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報提供の充実を図り、市民団体と連携した取組を継続することで、生ごみやプラスチック製容器包装の減量に取り組めます。 家具や食器などの日用品の再使用を促進します。 フードドライブの実施などにより、食品ロスの発生抑制に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ減量化の促進 ○レジ袋発生抑制の推進 ○食器市・リユース市の開催など、リユースの推進 ○フードドライブ、エコクッキングなど食品ロス削減
分別・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等地域団体が実施する集団資源回収への支援や小型家電の拠点回収など、現在実施している資源化の取組のさらなる啓発を図ります。 ごみ処理に関する体験型学習への市民の参加を促し、日常生活での実践行動につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団資源回収への支援 ○小型家電の回収促進 ○ごみ収集体験・ごみ処理施設見学会など学習会の開催
市民・事業者・行政による協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> 三者連携による、発生抑制・資源化の取組を推進します。 ごみ減量・資源化の手法や活動に関する情報提供を進め、市民の理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者・行政の協働による5Rの取組及び普及方法の検討
環境負荷の小さいごみ処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設の改修時には、計画的なエネルギーの有効活用を図り、ごみ処理の低炭素化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物エネルギー活用計画の推進

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 不必要なものは買わない、詰替式商品を購入するなど、ごみ発生量の削減を進めます。 ごみ分別のルールを守り、集団資源回収など資源化に取り組めます。 廃食用油、小型家電等の拠点回収に協力します。 フリーマーケットやリユース市などを活用し、まだ使えるものの有効活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルしやすい製品の開発や販売に努めます。 事業系一般廃棄物の分別に取り組み、資源化を推進します。

③美しいまちを維持し、住宅都市の魅力向上を図ります

道路・公園・空き地等が適切に管理され、美しく保たれている状態を維持し、市民が快適に過ごすことのできる環境を保全します。

近年、増加傾向にある空き家についても、適切な対策を進めることで、住宅都市としての魅力向上を図ります。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
条例に基づく生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 「生駒市まちをきれいにする条例」に基づき、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て・ペットのふん放置等がないまちづくりを進めます。 「生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、喫煙する人とならない人が互いに安全で快適に過ごせる生活環境の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○条例及び歩きたばこ等禁止区域の周知・啓発 ○パトロールの実施によるポイ捨て抑制及び歩きたばこ等の防止
不法投棄防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄の防止等を進め、美しいまちを保ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄の抑制
道路・公園の清掃活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域が担う道路や公園の清掃活動を支援するなど、協働による美しいまちの維持管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境美化活動への支援
空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 官民が連携して空き家の流通促進に取り組みます。 所有者に対する空き家発生予防について、必要な知識の普及啓発を行います。 所有者に対し、助言・指導等を行うことで、老朽家屋の適正管理を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いこま空き家流通促進プラットフォーム」の運営支援による空き家対策の推進 ○空き家や住まいに関するセミナー、相談会開催等による空き家の発生予防 ○老朽家屋の対策
空き地対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 空き地の適正管理を図ることで、不良状態の空き地の解消を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き地等の適正管理

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> たばこのポイ捨て、歩きたばこ、路上喫煙をしないなど、マナーを守ります。 公共の場所などの清掃活動を行う環境美化活動に、積極的に取り組みます。 土地や建物を適切に管理し、環境意識を高めるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化活動に参加・協力します。 事業所周辺の環境美化に努めます。

目標3 地球環境

再エネの地産地消が進む超低炭素のまち

①再生可能エネルギーの地産地消を進め、持続可能なまちを構築します

平成29（2017）年7月に民間事業者や市民団体等との共同出資により設立した「いこま市民パワー株式会社」と連携しながら、家庭や事業所への太陽光発電の普及、公共施設への再生可能エネルギーの率先的導入によって、地域でつくった再生可能エネルギーを、地域の中で消費できるしくみを構築し、持続可能なまちづくりを進めます。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
住宅・事業所等への再生可能エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電等の再生可能エネルギーに関する情報提供や導入支援等により、家庭への再生可能エネルギーの普及を進めます。 事業所や集合住宅についても、情報提供等により、太陽光発電設備等の設置を促します。 	○住宅・事業所等への再生可能エネルギー設備導入への支援
公共施設への再生可能エネルギーの率先的導入	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設に率先して再生可能エネルギーの導入を進めることにより、市全体として、再生可能エネルギーの利活用に取り組む機運の醸成に努めます。 市民団体が取り組む市民共同発電所への支援を継続し、再生可能エネルギーの普及を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設への再生可能エネルギー設備導入 ○市民共同発電所への支援
いこま市民パワー株式会社と連携した取組による再生可能エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> いこま市民パワー株式会社と連携し、再生可能エネルギーの普及を推進するとともに、未利用エネルギーの有効活用を含めた、エネルギーの地産地消のしくみづくりを検討します。 	○未利用エネルギーの有効活用検討

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入に努めます。 地域内でつくられた再生可能エネルギーを積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入や利用に努めます。

②家庭・事業活動・交通など、各分野におけるエネルギー需要の抑制と効率的な利用を進めます

ICTを活用した電力消費量の見える化や分散型エネルギーシステム、省エネ関連設備の導入によって、温室効果ガス排出量の割合が高い民生部門での省エネルギー対策を着実に進め、自動車に依存しない環境にやさしい交通への転換を進めることで、エネルギーを効率的に利用するまちづくりを進めます。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
省エネハウスの普及促進	・住宅への省エネ関連設備導入を促し、エネルギー消費量の見える化、省エネに関する情報提供等により、住宅の省エネ化を促進します。	○住宅への省エネ関連設備導入への支援
公共施設の省エネルギーの推進	・公共施設を改修する際には、LED照明等の省エネ設備を率先して導入するよう努めます。	○公共施設への省エネ設備の導入
ICTの活用によるまちの低炭素化	・環境モデル都市推進に関する連携協定を活用しながら、ICTを活用したまちの低炭素化を図ります。	○ICTを活用した見える化による温室効果ガス排出削減施策の検討
エコオフィス等による行政の率先行動	・市役所や出先機関において、これまでも続けてきたエコオフィスの取組を徹底して実施します。	○PDCAサイクルによる市職員の環境行動の管理徹底
環境にやさしい交通への転換	・公共交通機関や自転車の利用を促すとともに、地域特性に応じた公共交通システムの構築検討を進め、自動車に依存しない交通への転換を図ります。	○モビリティ・マネジメントなど、公共交通機関の利用促進 ○地域公共交通網形成計画に即した公共交通サービスの検討
歩いて楽しいまちづくりの推進	・歩行者空間を整備することで、歩行者が安全・安心に歩行できるようにします。	○歩行者空間の整備

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築及び改築時には、高断熱・高气密性能など、省エネに配慮します。 ・住宅へのHEMSの導入など、エネルギーの見える化に取り組みます。 ・環境にやさしい移動に努めます。 ・環境に配慮した省エネ型の暮らしを実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動によるエネルギー消費量削減に取り組みます。

③気候変動への適応策に取り組みます

持続可能なまちづくりを進めるにあたり、地球温暖化の進行を防ぐ「緩和策」に加え、地球温暖化によりすでに起こりつつある、または将来起こりうる影響に対応する「適応策」についても、特に、防災、健康等の観点から、対策を進めます。

●市の取組

施 策	内 容	具体的な事業
適応策についての 情報提供・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動とその適応についての情報提供や意識啓発、地域での適応策の実施等に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動の影響に関する情報の把握 ○個々にできる取組の周知啓発
将来の災害の増加に 備えた、防災面での適 応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨災害等に備えるため、ハザードマップの配布等を通じて、平時から警戒箇所や避難に関する市民への情報提供を進めます。 集中豪雨による川の氾濫を防ぐことを目的に、流出を抑制する手段として、透水性舗装やため池貯留施設などの適正管理を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの作成等防災対策の推進 ○貯留浸透事業
健康リスクなどへの 適応	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症等について、予防の重要性を広く発信し、意識啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防対策の推進

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴い今後発生する自然災害に備え、家庭内での災害備蓄を進め、災害時の情報の入手方法の確認など、防災知識を高めるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴い今後発生する自然災害に備え、事業所施設の安全性を高め、災害発生時に来客および従業員の安全確保に努めます。

コ ラ ム

～ 気候変動適応策とは ～

- 地球温暖化の対策には、その原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」と、地球温暖化によって起きてしまう影響を軽くする「適応策」の2つの方法があります。
- 地球温暖化への対応については、排出量削減等の「緩和策」が中心となりますが、地球温暖化が避けられないものとなっていることが明白なことから、今後は「適応策」についての対応も進めていく必要があります。

緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム ホームページ
(環境省、運営：国立研究開発法人国立環境研究所)

①環境教育・環境学習で環境に関心を持つ人を増やします

環境に関する出前講座や学習教材をとおしての環境教育を進めることで、持続可能な社会の実現に向けて考え、行動する人を増やします。

専門知識を持つ市民とも連携した環境教育・環境学習を推進することで、市民自身が自分の持つ特技を活かし、人材を育む環境をつくります。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
環境教育・環境学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携しながら講座の開催や学習教材の制作を進めます。 市民一人ひとり持つ特技を活かし、暮らしの知恵を教え合う持続可能な環境教育・環境学習の促進を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する出前講座の実施 ○環境学習教材・資料の制作・提供 ○市民が講師となる環境講座の開催

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 環境問題に関心を持ち、様々な情報を調べるとともに、環境学習に参加します。 特技を活かし、講師となって積極的に活動します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が進める環境教育について理解し、協力します。

②多世代が環境の取組に楽しんで参加し、輪を広げる機会をつくります

既に環境活動に取り組んでいる市民に加え、より幅広い層が関心を持つような情報発信を行い、多世代が楽しみながら気軽に環境の取組に参加できる機会を創出します。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
環境に関する情報の公開・提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然環境や魅力的な活動をより多くの市民が知り、関心を持つきっかけづくりとなる情報発信を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページやSNSを通じた情報発信
市民と環境との関わり合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> 「健康」「子育て」「安心・安全」など、環境分野以外の取組とも連携・協力しながら、市民が楽しみながら環境との関わり合いを持つことができる入口づくりを進めます。 市内で自主的に実施されている環境活動へのサポートを継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多世代が楽しみながら交流できる体験型イベント、講座等の開催 ○市民の自主的な環境活動へのサポート

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 環境に関するイベント等に積極的に参加します。 環境について学んだことや考えたことについて家族や地域、学校などで積極的に話し合います。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象とした講習会や施設見学会などを開催し、市民の事業活動への理解促進に努めます。

③市民の交流参加のしくみと多様な主体が連携協力する体制を充実します

環境分野で活動する市民・団体同士、また、他分野で活動する市民とも交流・連携できる機会を創出します。

また、専門家や研究機関、事業者など多様な主体との協働とパートナーシップに基づいた持続可能な地域づくりを進めていくための体制づくりを進めます。

●市の取組

施策	内容	具体的な事業
協働とパートナーシップに基づく施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組やつながりを活かしつつ、環境分野以外で活動する市民や団体とも連携・協力し、協働とパートナーシップの輪を広げる取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体が交流・連携できる体制の確立 ○協働によるイベント等の開催

●各主体の取組

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 参加している活動について、積極的に情報発信を行います。 市内で展開されている環境をはじめとする市民活動に関心を持ち、協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の活動に関心を持ち、応援・協力を行います。

第5章 リーディングプロジェクト

本章では、環境基本計画全体を実現に向けてリードし、総合的かつ横断的な推進を行うリーディングプロジェクトを示します。

1 リーディングプロジェクトの考え方

リーディングプロジェクトとは、生駒市が目指す環境像の実現に向け、4つの目標を達成するために、分野横断的に計画全体を牽引する役割を果たす取組について、市民や事業者の意見を反映し、具体的な内容や進め方を考えるという仕組みで実施するプロジェクトです。

計画策定時には、一例として以下の4つのプロジェクトを設定しますが、これらに限られるものではなく、計画を推進する中で、社会的・経済的状況の変化に応じて、目指す目標の達成のために必要なプロジェクトが生まれた場合には、新たにリーディングプロジェクトに設定し、本計画で進行管理を行います。

リーディングプロジェクトについては、以下の内容を考慮し、設定します。

- ・生駒市の誇る「市民力」を活かし市民・事業者との協働の取組を促進させるもの
- ・環境面の取組が、社会や経済などの方面にも及び、課題解決につながる取組

【プロジェクトが4つの目標に与える効果】

望ましい環境像		豊かな自然と市民力を活かし、持続可能な未来を築くまち いこま			
目標・施策	1 自然環境 豊かで多様な自然と共生するまち	2 生活環境 安全・快適で資源循環型のまち	3 地球環境 再エネの地産地消が進む超低炭素のまち	4 コミュニティ 環境意識と行動の輪が広がるまち	
プロジェクト					
お得でスマートに取り組む食品ロス削減					
エネルギーの地産地消推進で地域の課題も解決！					
次世代へつなげ！生駒の豊かな自然とライフスタイル					
スキル・空間・体験のシェアリングでコミュニティカアップ！					

2 リーディングプロジェクト

お得でスマートに取り組む食品ロス削減

①背景・目的

- まだ食べられる食品なのに、賞味期限が切れた、好みに合わなかった等の理由により、家庭や店舗等からごみとして廃棄される「食品ロス」は、農林水産省の調査によると年間に約 646 万トン（H27）とされ、1人1日あたり茶碗約一杯分になると言われています。
- 特に、事業所から出る食品ロスについては、3分の1ルールなど、商習慣の課題が大きく、なかなか対策が進んでいないのが実情です。
- そこで、事業所等食品を提供する側と、消費者とをIT技術を活用してつなげる仕組みをつくり、消費期限切れや売れ残り等により廃棄される食品の削減に取り組めます。

②取組内容

消費者の「お得感」に訴求し、消費者・事業者・生産者をつなぐネットワークシステムの構築により、食品ロス削減にスマートに取り組むしくみをつくります。

●具体的な取組の例

- ICTを活用し、消費期限／賞味期限が近づいてきた商品や規格外の野菜などの情報を消費者・事業者・生産者が、共有できるしくみづくりを進めます。
- 食品ロス削減につながる料理やレシピを市民同士で共有できる掲示板等をつくります。

③想定される成果

【環境面】

- 食品ロスを削減し、循環型社会の形成に寄与する。
- 事業系廃棄物の減少により、CO₂排出量が削減する。

【経済面】

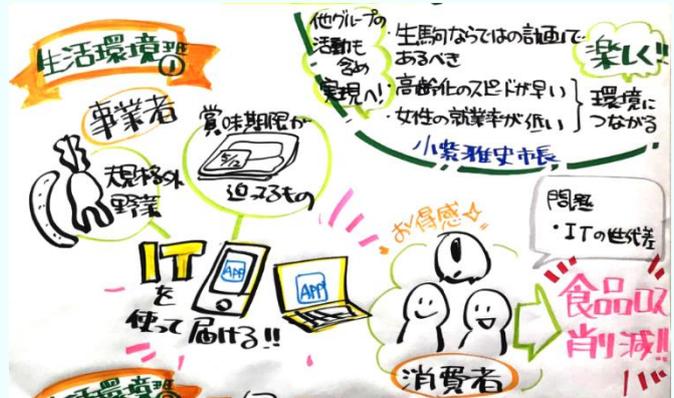
- これまで捨てられていた商品を販売できるルートができることで、事業者・生産者の利益が向上する。
- 事業系廃棄物の削減により、事業者の負担する廃棄物処理費が削減される。

【社会面】

- 自らの消費行動が環境、社会等に影響を及ぼすことを認識し、持続可能なライフスタイルが普及する。

■ 市民ワークショップからの提案内容

- 消費期限が近い食品や規格外の食品についてシステムに情報をのせて、消費者がアクセスできるようにし、日常の買い物に活かす。



■ SDGsの達成できる目標



エネルギーの地産地消推進で地域の課題も解決！

①背景・目的

- ・パリ協定では、21 世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが求められています。生駒市が実質排出量ゼロを達成するためには、再生可能エネルギーを中心とした、エネルギー供給体制（エネルギーの地産地消）を確立することが必要です。
- ・そのためには、自らの住宅等に太陽光発電システム等を設置することも重要ですが、地域で生産された再生可能エネルギーを積極的・優先的に活用し、その生産・普及・利用を後押しすることが、特に重要です。

②取組内容

平成 29（2017）年 7 月に、民間事業者・市民団体・生駒市の出資により設立された、「いこま市民パワー株式会社」を核として、地域でつくった電力を地域で消費する、エネルギーの地産地消を推進します。会社の収益を使って、ワークショップ等を開催しながら、地域課題解決につながるコミュニティサービスを展開します。

●具体的な取組の例

- ・市民団体等のネットワークを活用しながら、固定価格買取制度の買取期間が終了した家庭から、「いこま市民パワー株式会社」が電力を買い取り、地産電源の拡大を図ります。
- ・エネルギーの地産地消の意義を周知・啓発するセミナー等を定期的に行い、「いこま市民パワー株式会社」から電力を購入する家庭や事業所を増やします。
- ・「いこま市民パワー株式会社」と連携して、収益を活用した子育てや福祉など、多様な地域課題解決につながるコミュニティサービスを実施します。

【コミュニティサービスの例】

◆子どもの登下校見守りサービス

市立小学校の出入り口を、ICタグを持った児童が通過すると、保護者にメールでお知らせします。

◆市民アプリの開発

暮らしにまつわる情報を集約した市民向けアプリを開発。市政情報や緊急時の避難情報等の発信、ICTサービスの基盤として活用します。

③想定される成果

【環境面】

- 再生可能エネルギー関連事業、省エネルギー事業等、クリーンなエネルギーが地域で積極的に利用される。
- 環境保全等に適切な費用を支払うことに対する理解が進む。

【経済面】

- エネルギー費用が地域内に保たれることにより大きな経済効果が期待できる。

【社会面】

- 自立・分散型エネルギーの普及が進み、災害時のレジリエンスの向上につながり、災害に強いまちになる。

■市民ワークショップからの提案内容

- (地産地消)
- いこま市民パワー(株)が家庭太陽光の電力買い取り
- 電力供給
- (市民) FIT切れ太陽光の余剰電力売電
- (蓄エネ) 2019年問題対応自宅への蓄電池
- ICTを活用した電気をやりとりする仕組み(ブロックチェーン)



■SDGsの達成できる目標



次世代へつなげ！生駒の豊かな自然とライフスタイル

①背景・目的

- ・本市は、大都市近郊にありながら豊かな自然に恵まれており、市民の認識としても「自然や緑の豊かな住宅街が広がるまち」であると感じている人が多いです。
- ・しかし、市民の地域活動への参加状況をみると、「自然環境保護」などの活動に参加している人の割合は高いとはいえません。
- ・そこで、例えば「地域の祭り・伝統行事等の保全継承」など、副次的に「自然環境保護」につながる活動も含め、本市の大きな魅力である自然環境に関心を持つ人を増やし、次世代につなぐための取組を進めることによって、自然環境と、そこで暮らす人たちの生活の豊かさを持続可能なものとします。

②取組内容

市民が主体となり、生駒をフィールドにした自然を体感できる機会の創出や、自然を活用したコンテンツによる情報発信の輪を広げることで、自然環境に関心を持つ人を増やし、自然環境と生活の豊かさを次世代に継承します。

●具体的な取組の例

- ・農地を活用して、苗代づくり・田植え・稲刈りなどができる農業体験学習・交流会を開催します。
- ・野鳥、トンボ、水生生物など、生駒の生きものを観察するイベントを開催します。
- ・野鳥などの生きもののモニタリングを地域ごとに実施し、結果を住民と共有する機会をつくれます。
- ・地域の自然資源を、より多くの人を知り、楽しむことができるイベントを開催します。
- ・蓄積された自然資源についての情報を元に、マップ、冊子などの情報コンテンツの作成に加え、市民が、自分たちが暮らす地域の自慢できる自然環境を発信する機会をつくれます。

③想定される成果

【環境面】

- ・自然とふれあい親しむ体験を通して、地域の自然に関する市民の意識が向上し、次世代への自然資源の継承につながる。

【経済面】

- ・地域の自然資源を観光資源としても活用することで、経済効果の創出につながる。

【社会面】

- ・自然環境が身近にある、豊かなライフスタイルが継承される。
- ・高齢者をはじめ多様な世代の社会参画の機会となる。

■ 市民ワークショップからの提案内容

- 多様な環境とのふれあい促進
(自然ビブリオバトル開催、参加型評価の「いいね」「いいね!!」)
- 多様な主体による豊かな自然環境の継承
(市民が選ぶ「生駒自然遺産」の認定、自然マップ)



■ SDGsの達成できる目標



スキル・空間・体験のシェアリングでコミュニティカアップ！

①背景・目的

- ・近年、個人等が所有する活用可能な資産（スキル、知識、空間など）を、他の個人等も利用可能にする経済活動「シェアリングエコノミー」が、地域課題解決につながる取組として注目されています。
- ・市内では、市民や市民団体の活動が活発に行われていますが、専業主婦やシルバー層など、個人が持つスキルで、他の人の役に立つ潜在的なスキルが存在すると思われます。
- ・また、市内には「竹の寒干し」や「棚田の大とんど」など、地域で受け継がれてきた生駒ならではの行事や体験が存在しています。
- ・スペースの有効活用を図りながら、誰もが自由に集まることができる拠点をつくり、マッチングによるゆるやかなネットワークを形成することで、さらなるコミュニティカ向上を目指し、環境をはじめとする多様な地域課題解決につなげます。
- ・また、「生駒ならではの体験」を観光資源として市外の人とシェアすることで、地域に根付いた伝統を守り、豊かな自然環境の保全につなげます。

②取組内容

地域の活用されていない資源（スキル、空間、体験）と、地域住民や市外の人とのニーズをマッチングによりシェアすることで、ネットワークの輪を拡げます。

●具体的な取組の例

- ・市民が持つ専門知識や得意とすることなどのスキルを、他の市民に伝える講座を開催します。
- ・使われていない空き家を地域のコミュニティスペースや集会所として活用し、多様な人が集い、情報交換や、環境をはじめとする地域の課題や将来について考えます。
- ・市内の伝統行事などを活かし、市外の人々が、生駒ならではの体験ができる機会をつくり出します。

③想定される成果

【環境面】

- ・施設を新設するよりも、既存の空間を効率的に活用することで、天然資源投入量やCO₂排出量が削減できる。
- ・シェアリング意識の向上により、使い捨て文化に替わる、新たなライフスタイルが定着する。

【経済面】

- ・遊休資産や観光資源の活用による、経済活動の活発化、にぎわいの創出が期待できる。

【社会面】

- より多くの市民が、地域で自分の力を発揮し、いきいきと生活できる社会の創出につながる。
- 地域住民による地域の伝統の継承が持続される。
- 地域住民の地域に対するシビックプライドが醸成される。
- 市内外を含めたゆるやかなネットワークの輪を拡大することで、様々な地域課題解決につながることを期待できる。

■ 市民ワークショップからの提案内容

- ゆるやかな集まり
- お互いHAPPY
- お得感
- 伝える拠点づくり
(空き家、店舗、SNS、施設)
- カフェ
- エコな家づくり
- マッチング (物々交換、助け合い)
- 伝え合う (特技、好きなこと)



■ SDGsの達成できる目標



第 6 章 計画の推進

本章では、環境基本計画を推進するための、推進体制と進行管理について示します。

1 計画の推進体制

計画を推進していくためには、市民・事業者・行政などの各主体が連携し、役割分担をして進めていく必要があります。各主体が協働して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

①パートナーシップによる推進

生駒市では、第2次生駒市環境基本計画策定時、市民・事業者・行政の三者が対等な立場で参画する、生駒市環境基本計画推進会議（E C O - n e t 生駒）を設立し、同計画を推進してきました。協働による取組を推進する中で、環境モデル都市に選定され、市民団体や民間会社との共同出資により「いこま市民パワー株式会社」を設立するなど、多様な主体が連携できる体制を築いてきました。

また、本市では、市の活動や市内の事業者を含めた市民の活動によって生じる様々な環境負荷を減らすために、継続的に取組を改善し、環境行動を推進するためのしくみとして、「生駒市環境マネジメントシステム」を運用してきました。「生駒市環境マネジメントシステム」は、市民で構成する「環境マネジメントシステム推進会議」と行政の内部組織が連携して推進を図っています。

第3次生駒市環境基本計画を推進する上でも、引き続き、第2次生駒市環境基本計画を推進する体制の中で築き上げた、協働とパートナーシップに基づき、生駒市環境基本計画推進会議として取り組んできた実績も活かしながら、多様な主体と協力・連携して推進できる体制づくりを進め、市民・事業者・行政が一体となって推進します。

②環境審議会

環境審議会は生駒市環境基本条例に基づいて、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置されています。学識経験者や市民団体の代表、事業者、公募市民などで構成されており、環境基本計画の進捗状況について報告を受け、学術的・専門的な見解や市民意見の施策への反映を図ります。

③庁内の推進体制

市が取り組む環境関連施策・事業は、環境部局を中心に、庁内で一体的に推進していくため、生駒市環境マネジメントシステムで総合的・横断的な調整を行い、計画的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

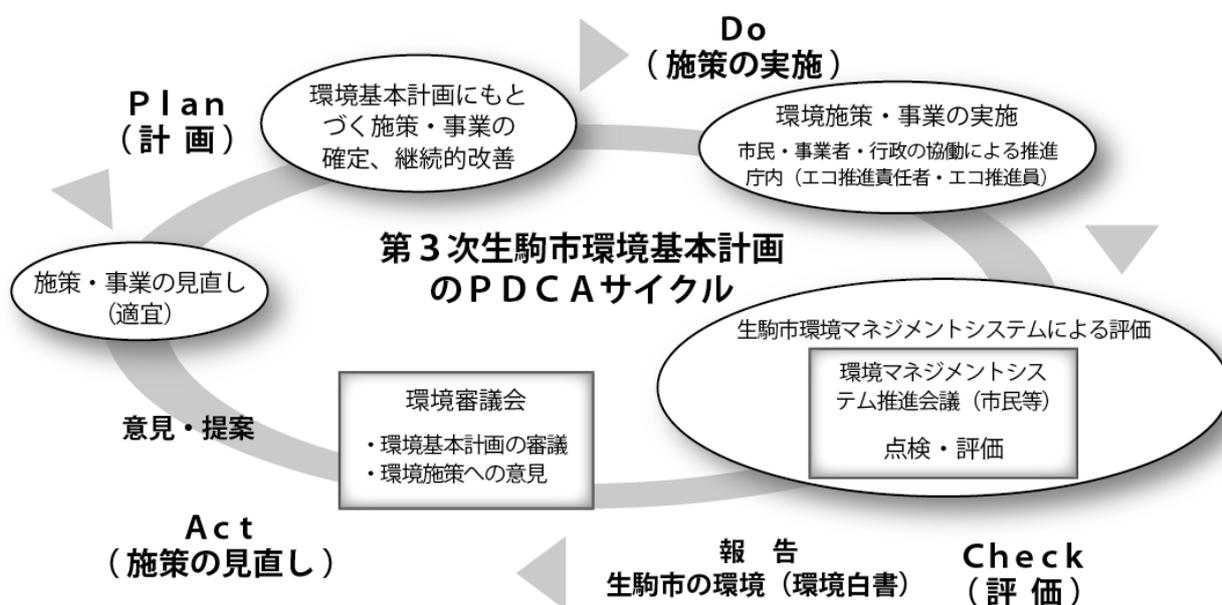
生駒市環境マネジメントシステムを活かしたPDCAサイクル

計画の進行管理では、生駒市環境基本条例に基づき設置されている、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するためのしくみである生駒市環境マネジメントシステムを活かします。

これまで、生駒市環境マネジメントシステムの進行管理を行うなかで、進捗状況を毎年点検し、目標の達成に向けて次年度の方針へ反映し改善する仕組みを確立し、着実に環境行政を進めてきました。第3次生駒市環境基本計画の進行管理においても、引き続きこの仕組みを活用し、目標を共有することで、PDCAサイクルによる適切な進行管理・点検・評価を行います。なお、事業の進行にあたっては、個々の事業を柔軟に見直したうえで計画し、適宜評価を行うなど、スピーディに進行管理することを念頭におきます。

具体的な進行管理の方法としては、「環境マネジメントシステム推進会議」による評価と意見交換の内容を「環境審議会」へ報告し、意見・提案をもらいます。結果概要については、「生駒市の環境（環境白書）」において毎年公表します。

さらに、市の各分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図り、市の総合計画の進行管理と連携し、その結果を活用して計画の進行管理を図っていきます。



資 料 編

1	計画の検討経過	79
2	生駒市環境審議会委員名簿	80
3	第3次生駒市環境基本計画策定市民ワークショップ実施概要	81
4	生駒市環境基本条例	83
5	用語集	89

1. 計画の検討経過

	生駒市環境審議会	第3次生駒市環境基本計画策定 市民ワークショップ	市民意見の 反映等
平成29年度	第1回審議会 (平成29年9月11日開催) ・第3次生駒市環境基本計画の策定について(趣旨、策定スケジュールなど) ・第2次生駒市環境基本計画等の概要 ・市民アンケート(案)		ヒアリング (平成29年8月) ・生駒市環境基本計画推進会議
	第2回審議会 (平成29年11月27日開催) ・第3次生駒市環境基本計画の策定について(策定検討及び推進の体制と役割、策定方針など) ・市民ワークショップについて ・市民アンケート調査結果(速報)	第1回 平成30年1月28日開催 ・生駒市の環境の概要 ・生駒市のいいところや課題を共有	市民アンケート (平成29年9月30日～10月10日) ・市民2,000人
	第3回審議会 (平成30年2月23日開催) ・第3次生駒市環境基本計画の策定について(計画の構成、現状と課題など) ・市民ワークショップ実施報告 ・市民アンケート調査結果	第2回 平成30年2月12日開催 ・市の将来像について「魅力のあるまちはどんなまち」をテーマに検討	
	第3回 平成30年3月11日開催 ・生駒の環境をより良くするための実践や行動について検討		
平成30年度	第1回審議会 (平成30年5月18日開催) ・第3次生駒市環境基本計画の策定について(骨子案) ・市民ワークショップ実施報告	第4回 平成30年4月8日開催 ・持続可能な地域づくりに向けた戦略について検討	
	第2回審議会 (平成30年8月30日開催) ・第3次生駒市環境基本計画の策定について(素案)	第5回 平成30年5月12日開催 ・持続可能な地域づくりに向けた戦略を提案としてまとめ、発表	
	第3回審議会 (平成30年10月24日開催) ・第3次生駒市環境基本計画の策定について(第2回審議会の意見を受けた修正案)		
	第4回審議会 (平成30年11月16日開催) ・第3次生駒市環境基本計画の策定について(パブリックコメント案)		
		第6回 平成31年1月14日開催 ・ワークショップの提案を踏まえ作成した、第3次生駒市環境基本計画(案)の内容について共有	パブリックコメント (平成30年12月20日～平成31年1月21日) ・意見提出5名
	第5回審議会 (平成31年2月15日開催) ・第3次生駒市環境基本計画の策定について(パブリックコメント結果報告)		
	策 定		

2. 生駒市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属等
市議会議員	下村晴意	生駒市議会
	成田智樹	生駒市議会（平成30年4月25日まで）
	山田耕三	生駒市議会（平成30年4月25日から）
学識経験者	中西達也 ◎	弁護士
	水谷知生 ○	奈良県立大学地域創造学部教授
	河瀬玲奈	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター研究員
関係者団体の 代表者	藤堂宏子	生駒市自治連合会会長（平成30年5月23日まで）
	藤澤清二	生駒市自治連合会副会長（平成30年5月23日から）
	上武敏一	生駒商工会議所副会頭
	岡田博之	学研生駒工業会会長
	池田憲央	生駒市農業委員会副会長
	竹本和靖	生駒市環境基本計画推進会議事業所会員 南都銀行生駒支店支店長
	矢田千鶴子	生駒市環境基本計画推進会議代表
	遊津隆義	奈良県地球温暖化防止活動推進センターセンター長
公募市民	横井明弘	公募市民
	山本裕子	公募市民

◎会長 ○副会長

3. 第3次生駒市環境基本計画策定市民ワークショップ実施概要

- 日時：平成30年1月～5月の休日に毎月1回3時間程度及び平成31年1月計6回実施。なお、平成29年11月にキックオフセミナーを開催し参加者募集を行なった。
- 場所：生駒市役所 4階 大会議室など
- 参加者構成：公募市民8名、団体12名、事業者2名、学生1名、教育関係者2名、行政2名、及び事務局関係者
- 目的：これまで生駒市の環境基本計画の基盤となってきたとも言える「市民、事業者、行政などパートナーシップによる計画づくりと推進」の考え方を継承し、協働による計画策定と実現を促進するために開催した。

<環境基本計画への反映>

生駒市の持続可能な地域づくりに向けた、目指すべき環境像、戦略について多様な主体でどのような取り組みを行えば良いかについてアイデアを出し提案としてまとめた。これらの意見や提案は環境基本計画に示す、望ましい環境像や各目標、重点的な取り組み（リーディングプロジェクト）等について検討する際の参考とした。



第5回市民ワークショップ参加者 記念写真（平成30年5月12日）

○内 容：

	実施日	目的	勉強会等	テーマ
キックオフセミナー 参加者 約30名	平成29年 11月26日 (日) 10:00~	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨説明 参加者募集 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な地域づくりのカギとなる資金循環のしくみ(深尾昌峰氏・龍谷大学) 	—
第1回 参加者 32名	平成30年 1月28日 (日) 9:00~	<ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 生駒市の環境の概要を知る 	<ul style="list-style-type: none"> 生駒市の人口構成について 環境基本計画とは 生駒市の環境の基礎 市民アンケート調査結果 	<ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 生駒の環境をふりかえる(良いところ、課題)
第2回 参加者 36名	平成30年 2月12日 (月・祝) 9:00~	<ul style="list-style-type: none"> 魅力あるまちを考える 	<ul style="list-style-type: none"> 生駒市総合計画について(政策企画推進課) 生駒市のシティプロモーション(いこまの魅力創造課) 	<ul style="list-style-type: none"> まちの将来像 これからの生駒で大切にしたいことと、実現に向けて
第3回 参加者 32名	平成30年 3月11日 (日) 9:00~	<ul style="list-style-type: none"> 市民の取り組みを知る 生駒の環境をより良くする 	<ul style="list-style-type: none"> 生駒市における市民の取り組み(団体及び個人の計8人より紹介) 	<ul style="list-style-type: none"> 生駒の環境をより良くするための提案(自然環境、生活環境、地球環境、その他)
第4回 参加者 36名	平成30年 4月8日 (日) 9:00~	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な地域づくりに向けた戦略1 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な地域づくりを巡る動向(畑中直樹・(株)地域計画建築研究所) 社会的投資を活用した持続可能な地域社会づくり(野池雅人・プラスソーシャルインベストメント株式会社) 	<ul style="list-style-type: none"> 戦略として深めるテーマについて(自然環境、生活環境、地球環境、コミュニティ)
第5回 参加者 36名	平成30年 5月12日 (土) 14:00~	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な地域づくりに向けた戦略2 	<ul style="list-style-type: none"> 発表内容について、環境審議会の中西会長及び小紫市長よりコメント 	<ul style="list-style-type: none"> 前回決定したテーマについて班ごとに持続可能な地域づくりに向けた戦略を提案としてまとめ・発表
第6回 参加者 30名	平成31年 1月14日 (月・祝) 13:30~	<ul style="list-style-type: none"> 計画案の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 第5回ワークショップからこれまでの経過報告 市民ワークショップ振り返り 第3次生駒市環境基本計画(案)の共有 パブリックコメントについて案内 	

4. 生駒市環境基本条例

平成 11 年 3 月 24 日

条例第 11 号

私たちは、生駒山に象徴される緑豊かな生駒山地をはじめ、緩やかな矢田・西の京丘陵などの心和む自然環境に囲まれ、美しい水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできた。

しかしながら、近年の人口増加や科学技術の発展による様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさをもたらす反面、環境への負荷が自然や都市基盤における環境容量を上回り、人の健康をはじめ生活環境の健全性や自然環境の豊かさ等が損なわれるおそれが生じてきている。

さらに、これらの環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊など地球的規模の環境にまで及び、私たちの生活の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、良好な環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また責務である。

このため、私たちは、限りある環境を守るため、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに改め、市、事業者及び市民が相互に協力しながら環境の保全及び創造を図り、人と自然との共生及び持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目的として、すべての者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できる都市の実現を目的として良好な自然環境を生かし、潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境にかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然、文化及び歴史との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 廃棄物の減量化及び資源の循環的な利用が促進されること。

(5) 地球温暖化の防止等に資する再生可能エネルギーの普及及びエネルギーの効率的な利用が促進されること。

(平 25 条例 28・一部改正)

第 2 節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生駒市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第 23 条第 1 項に規定する生駒市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(平 24 条例 41・一部改正)

(環境の状況等の公表)

第 9 条 市長は、毎年、市の環境の状況、環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を公表するものとする。

第 3 節 環境の保全及び創造のための施策等

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境への配慮の促進)

第 11 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者(以下「開発事業者」という。)がその事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮すべき事項を定めるとともに、開発事業者がこれに即して自ら積極的に配慮することを促進するため、その普及に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 12 条 市は、開発事業者が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合において、当該開発事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果により、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制的措置等)

第 13 条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、及び指導、助言その他の措置を講ずることができる。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査研究を行うものとする。

(監視等の実施)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うように努めるものとする。

(環境マネジメントシステム)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。)の導入及び推進を図るものとする。

2 環境マネジメントシステムの実施に当たっては、環境への負荷の低減に向けて取り組む項目について、目標を設定し、その取組状況を評価し、見直しを行うものとする。

3 環境マネジメントシステムに係る方針の決定、総合調整等を行うため、市長を本部長とする生駒市環境マネジメントシステム推進本部を置く。

4 環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項の調査等を行うため、市長が指名する職員で構成する生駒市環境マネジメントシステム推進委員会を置くことができる。

5 環境マネジメントシステムを適正に運用するため、第24条第1項に規定する環境マネジメントシステム推進会議において、取組状況の点検及び評価を行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項は、市長が定める。

(平24条例41・追加、平25条例28・一部改正)

第4節 地球環境の保全の推進

第20条 市は、国及び奈良県の施策と相まって、事業者及び市民と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(平24条例41・旧第19条線下)

第5節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第21条 市は、国、奈良県、事業者及び市民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(平24条例41・旧第20条線下)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(平 24 条例 41・旧第 21 条繰下)

第 3 章 環境審議会等

(平 24 条例 41・改称)

(環境審議会)

第 23 条 市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 24 条例 41・旧第 22 条繰下・一部改正)

(環境マネジメントシステム推進会議)

第 24 条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況について点検し、及び評価すること。

(2) 環境マネジメントシステムに係る目標について調査審議すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関する必要な事項について調査審議すること。

3 推進会議は、委員 35 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 事業者及び市民

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。

8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 24 条例 41・追加、平 25 条例 28・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(生駒市環境保全条例の廃止)
- 2 生駒市環境保全条例(昭和 62 年 12 月生駒市条例第 20 号)は、廃止する。
(生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 3 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成 24 年 10 月条例第 41 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成 25 年 6 月条例第 28 号)
この条例は、公布の日から施行する。

5. 用語集

【い】

いこま空き家流通促進プラットホーム

増加する空き家により地域環境が悪化することを防止するため、市と協定を結んだ不動産、建築、法律、金融などの専門家により設立された組織。

生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例

吸い殻の散乱や、歩きながらの喫煙による火傷の危険や煙による健康被害を防止し、喫煙する人としめない人がお互いに心地よく過ごせる環境を作るため制定する条例。市内全域の公共の場所での歩きたばこの禁止や、路上喫煙の制限などを定めている。

生駒市景観形成基本計画

生駒市景観条例に基づき、目指すべき景観づくりのあり方や推進方策を定めた計画。地域や立場の違いに沿った景観づくりの方法を紹介している。

生駒市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例

良好な自然環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散、流出による災害の発生を防止することにより、市民生活の安全を確保するために制定する条例。安全基準に適合しない土砂等を使用した埋立ての禁止などを定めている。

生駒市まちをきれいにする条例

環境美化に関する市民、事業者、行政のそれぞれの責務を明らかにし、協働により快適で安全な生活環境を守るために制定する条例。

たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て禁止、ペットのふんの持ち帰り、自動販売機設置業者の空き缶などの回収容器の設置などを規定している。

いこま市民パワー株式会社

エネルギーの地産地消や地域活性化を目指し、平成 29 (2017) 年 7 月に、生駒市、市民団体、民間事業者の共同出資で設立した電力会社。会社の収益は株主に配当せず、まちの課題解決のために活用する。

一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。

【え】

エコクッキング

食材選び、調理、片付けの行程で、環境に配慮した取組を行うこと。

エコスクール

国際環境教育基金(特定非営利活動法人 FEE Japan)が実施し、世界 50 か国以上で取組まれている国際的な環境学習プログラム。子どもが主体となって取組を進めている。

エネルギーの地産地消

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によってまかなうこと。資金が地域外に流出せず地域の中で循環することで、経済効果があるほか、雇用創出のメリットがある。

【お】

汚水処理人口普及率

総人口に対する、トイレや台所等から出る生活排水を処理している人口の割合。下水道、コミュニティプラントなどの処理施設や合併処理浄化槽で汚水を処理している人口が対象となる。

温室効果ガス

地表から放出される熱（赤外線）を吸収し、地表へ再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の6種類が温室効果ガスとして削減対象とされた。

【か】

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽。し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽というが、浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

家庭ごみ有料化

家庭から出るごみについて、その量に応じてごみ処理に係る費用の一部を負担する仕組み。有料化を導入すると、ごみ減量の効果を実感しやすくなるため、ごみの量が10～30%削減できると言われている。

カワバタモロコ

環境省のレッドリストで絶滅危惧種に指定されている日本固有の淡水魚。生駒市では、平成26（2014）に市内で発見され、保護活動が始まっている。

環境基準

環境基本法の第16条に基づき、政府が定める環境保全の目標。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

環境教育

自然の仕組みなどを学び、人と環境の関わりについての関心と理解を深めるための体験も含めた活動。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に、自らの環境保全の取組を計画・実行・評価し、その結果に基づいて新しい目標に取り組むというシステム。代表的なものとして、国際規格であるISO14001などがある。

環境モデル都市

低炭素社会の実現に向けて温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、国に選定された都市。

環境モデル都市アクションプラン

低炭素のまちづくりを実現するため、市域の温室効果ガス削減目標、環境モデル都市としての取組方針、取組内容を示した計画。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減のために行う対策。省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物によるCO₂の吸収源対策などがある。地球温暖化の対策には、この「緩和策」

と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを適応させることにより温暖化による悪影響を回避・軽減させる「適応策」の2つの方法がある。

【く】

グリーンフラッグ

エコスクールの取組が一定の基準を満たすと取得できる「緑色の旗」。環境について児童・生徒が考え、学校と地域が協力して取り組んでいる証となる。

【け】

景観行政団体

景観法に基づき設けられた、地域における景観行政を担う主体。生駒市は平成 23 (2011) 年 1 月に景観行政団体となった。

下水道普及率

総人口に対する、下水道を使用できる地域の人口の割合。

【こ】

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。

固定価格買取制度

風力、太陽光、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの普及のため、それらを用いて発電された電気を、一定期間、買取価格を固定して電気事業者に買い取りを義務付ける制度。

コミュニティバス

地域の住民の利便性向上等のため、一定地域内を運行し、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバス。現状では、公共交通だけでは不便な地域への対応、主に高齢者や障がい者の移動手段の確保などを目的として運行されている。

【さ】

再生可能エネルギー

石油、石炭等の化石エネルギーと違い、エネルギー源として持続的に利用することができるものから生み出すエネルギーの総称。代表的なものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱などがある。

里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。人里近くにあつて、その土地に住んでいる人のくらしと密接に結びついている山のこと。

【し】

市街化区域

都市計画法などに指定された「都市計画区域」のうち、既に市街地を形成している区域、または、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分を定めることができる。

市街化調整区域

都市計画法などに指定された「都市計画区域」のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、開発は認められない。

持続可能な開発目標（SDGs）

→本編 5 ページ参照

シェアリングエコノミー

個人が保有する遊休資産（物・サービス・場所）などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。貸主は遊休資産の活用による収入、借主は所有することなく利用ができるというメリットがあり、カーシェアリングをはじめ、ソーシャルメディアを活用して、個人間の貸し借りを仲介するさまざまなシェアリングサービスが登場している。

シビックプライド

シビック（市民の、都市の）とプライド（誇り）を合わせた言葉で、都市に対する市民の誇りを指すもの。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

省エネハウス（省エネ住宅）

壁や床、天井に断熱性の高い断熱材を入れ、家全体の気密性を高めることによって、冷暖房した室内の空気が外に逃げないようにしたり、熱効率の高い給湯器を使ったりすることによって、毎日の生活で消費されるエネルギーを少なくするように設計された住宅。

小水力発電

河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電する方法。一般的には出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。

自立分散型エネルギー

大規模な発電所ではなく、各所にある小規模な発電所によって生み出されたエネルギー。災害などにより停電した場合でも、分散型電源により安定的に電力を利用することができる。

【そ】

創エネルギー（創エネ）

エネルギーを節約（省エネ）するだけではなく、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを活用し自らエネルギーをつくり出すこと。

【た】

太陽光アドバイザー

太陽光発電システムに関して、消費者が安心して導入できるための適切な助言や、導入後のトラブルを円滑に解決できるように支援する専門知識を持ったアドバイザー。

太陽光発電

太陽の光エネルギーを吸収して電気に変える太陽電池を使った発電方法。太陽光発電システムは、太陽電池を配置した太陽電池パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流 100V に変えるインバーターで大枠が構成され、この他に電気の逆流を防ぎ、集電する接続箱、電力売買電メーターなどが加わる。

【ち】

地域公共交通網形成計画

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもの。国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が策定できる。

地球温暖化

人間のさまざまな活動により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、地球全体の気温上昇を引き起こす現象。地球規模の気候変動、極地の氷が溶けることによる海面上昇など、地球全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

貯留浸透

雨水の流出抑制対策が必要な都市部で、集中豪雨時における水害等の軽減を図るため、雨水を貯留させたり地中に浸透させたりすること。

【て】

低炭素社会

気候変動の安定化をめざし、化石燃料消費等に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減した社会のこと。

適応策

→ 緩和策

電気自動車

電気エネルギーで走行する自動車。走行中に排気ガスを出さないため、地球温暖化対策に効果があり、大気汚染物質の排出も防ぐことができる。

【に】

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより再生した森林。

【は】

廃棄物エネルギー

廃棄物の処理工程から回収されるエネルギー。電気と、温水や蒸気等の熱とに大別される。また、バイオガスやごみ固形燃料等の形でエネルギー回収も含まれる。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

過去の災害履歴、避難場所・避難経路などの防災地理情報が示されることが多い。

パリ協定

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議

(COP21) において採択された、地球温暖化対策に関する 2020 年以降の新たな国際枠組み。平成 28 年 (2016 年) 発効。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5 年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。

【ひ】

ビブリオバトル（知的書評合戦）

ゲーム感覚を取り入れた書評合戦で、発表者たちがおすすめの本を持ち時間の中で書評した後、観客が一番読みたくなった本を多数決で決定するゲームのこと。

【ふ】

フードドライブ

各家庭で余った食品の他、食品の製造・流通過程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品など、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供する活動。

ブロックチェーン

インターネットで情報を取り扱う際に、暗号化と複雑な計算手法を用いて記録するデータの安全性を保障する技術。ビットコインなどの仮想通貨に用いられているが、近年、電力分野での活用が模索されている。

分散型エネルギーシステム

地域でエネルギーを生産し、地域で使うという考えによって、比較的小規模の地域に分散して複数設置されるエネルギー源を積極的に活用するエネルギーシステムのこと。

従来の大規模発電所で発電し家庭や事業所等に送電する集中型のシステムに比べ、災害時等のエネルギー確保などエネルギー供給リスクの分散化、熱の有効活用による高いエネルギー効率の実現、これらによるエネルギーコストの削減や環境負荷の低減にメリットがあると考えられている。さらに、近年は、地域資源の有効活用や、地域のエネルギー関

連産業の発展等を通じて地域経済の活性化についての意義が注目されている。

分散型エネルギーシステムで用いられる主なエネルギー源に、太陽光発電、バイオマス利用、コージェネレーション等がある。

【も】

モビリティ・マネジメント

渋滞や環境、個人の健康等の問題に配慮し、過度に自動車に頼るライフスタイルから、1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

【れ】

レジリエンス

「回復力」「復元力」あるいは「弾力性」と訳される言葉。防災やリスク管理の観点で、災害時における速やかな機能の復旧等によく用いられる。

レッドリスト

絶滅のおそれがある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成している。

【数字・英字】

2019年問題

平成21（2009）年に始まった、家庭用の太陽光発電で発電した電力を10年間固定価格で買い取る「余剰電力買取制度（現在は固定価格買取制度に移行されている）」が、平成31（2019）年に買取期間が終わるため、余剰電力の取り扱いをどうするかという問題。

買取期間終了後は、自家消費するか、小売電気事業者等に販売することを選ぶ必要がある。

3分の1ルール

食品製造事業者が製造した食品について、「卸・小売事業者への製品の納入期限は、製造日から賞味期限の3分の1の時点まで、製品の販売期限は3分の2の時点まで」とする商慣習のこと。この「納品期限」「販売期限」を過ぎた商品は返品され、廃棄される場合も多い。

5R

Reduce（リデュース＝ごみを減らす）、Refuse（リフューズ＝不要なものは断る）、Reuse（リユース＝繰り返し使う）、Repair（リペア＝修理して使う）、Recycle（リサイクル＝再生利用）の5つの頭文字からなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川における汚れの度合いを表す指標の一つであり、微生物が水中の有機物（汚れ）を分解するときに消費する酸素の量。数値が高いほど汚れが大きい。

ECO-net 生駒

正式名称は、「生駒市環境基本計画推進会議」。市民・事業者・行政の三者協働で第2次生駒市環境基本計画を推進するために、計画策定に携わった人に生駒の環境を良くしたいと思う人・団体が加わり設立された。

FIT

→ 固定価格買取制度

HEMS（ヘムス）

住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System）の略。エネルギー管理システム（EMS）とは電力使用量の可視化、節電のための機器制御、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池の制御などを自動で行うシステム。

ICT（アイシーティ）

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー（Information and Communication Technology）の略。情報・通信に関する技術の総称。

SDGs（エスディーズ）

→本編5ページ参照

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。インターネットを介して、交友関係を構築できるサービスの総称。

第3次生駒市環境基本計画

平成31年(2019年)3月

生駒市 地域活力創生部 環境モデル都市推進課

〒630-0288

奈良県生駒市東新町8-38

電話 0743-74-1111 (内線376)

E-mail eco-model@city.ikoma.lg.jp

URL <http://www.city.ikoma.lg.jp>